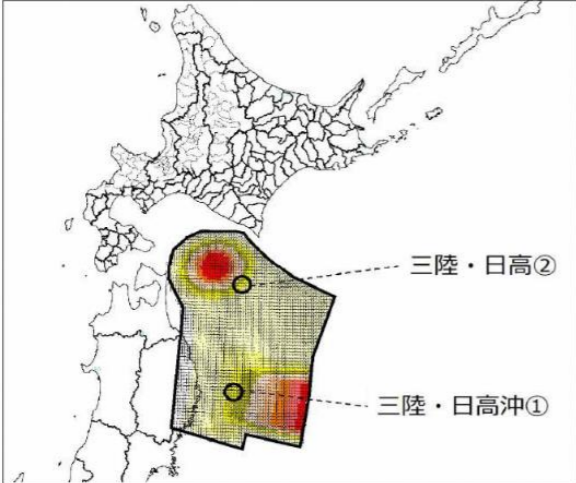
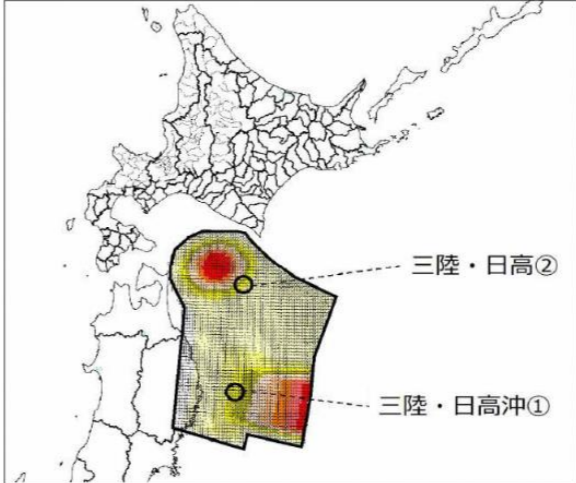





現 行	修 正 (令和8年6月)	備 考
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>3 北斗市の津波被害想定と避難計画 津波による被害想定は、北海道が令和4年7月、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した際に想定される具体的な被害として市町村ごとに公表していることから、この津波が現時点で想定される最大の津波であることを前提とした計画とする。</p> <p>(1) 想定される地震及び津波の最大規模</p> <p>ア 震源域：日本海溝モデルの三陸・日高② イ 地震の規模と最大震度：マグニチュード9.1の場合、最大震度5強 ウ 最大津波高：5.1m～7.8m エ 津波到達時間：53分～61分</p> <p>【震源域】</p>  <p>(略)</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>3 北斗市の津波被害想定と避難計画 津波による被害想定は、北海道が令和4年7月、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した際に想定される具体的な被害として市町村ごとに公表していることから、この津波が現時点で想定される最大の津波であることを前提とした計画とする。</p> <p>(1) 想定される最大クラスの地震及び津波</p> <p>ア 震源域：日本海溝モデルの三陸・日高② イ 地震の規模と最大震度：マグニチュード9.1の場合、最大震度5強 ウ 最大津波高：5.1m～7.8m エ 最大(第一波)津波到達時間：53分～61分</p> <p>【震源域】</p>  <p>(略)</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正（令和8年6月）	備 考
<p>4 用語の意義 この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。</p> <p>(1) 津波浸水想定区域 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下「津波法」という。）第8条第1項に基づいて、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域のことをいう。</p> <p>(2) 津波到達予想時間 <u>津波の浸水深が1cmとなる、地震発生からの時間（津波浸水開始時間）</u> ※ 気象庁が津波情報で発表するものは、津波による潮位変化が始まると予想される「津波到達予想時刻」</p> <p>(略)</p> <p>(7) 避難目標地点 津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所で、自主防災組織や住民等が、とりあえず生命の安全を確保するために<u>設定するもの</u>であり、必ずしも指定緊急避難場所と一致しない。本計画においては、避難目標地点として適している代表的な地点（地域）を示している。</p> <p>(略)</p> <p>(11) 避難困難地域 最大クラスの津波想定において、<u>津波到達予想時間</u>までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）まで避難することが困難な地域をいう。</p> <p>(12) 一次避難可能地域 最大クラスの津波想定において、津波到達予想時間までに、避難対象地域内の津波避難ビルや指定緊急避難場所（高規格道路高台）に避難することが可能な地域をいう。津波避難ビルや指定緊急避難場所（高規格道路高台）までの距離だけでなく、収容可能人数の制約を考慮して決定する。</p> <p>(略)</p> <p>(17) 要配慮者 高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児など防災施策において特に配慮を要する者をいう。</p> <p>(略)</p>	<p>4 用語の意義 この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。</p> <p>(1) 津波浸水想定区域 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下「津波法」という。）第8条第1項に基づいて、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域<u>及び水深</u>のことをいう。</p> <p>(2) 津波到達予想時間 <u>海域を伝搬してきた津波により、海辺にいる人々の人命に影響が出るおそれのある水位変化が生じるまでの時間であり、20cmの水位変化が生じるまでの時間を一つの目安とすることが考えられるが、本計画においては、道が複数ケースのシミュレーション結果を重ね併せ提示した第一波（最大津波）到達時間、最大津波到達時間とする。</u> ※ 気象庁が津波情報で発表するものは、津波による潮位変化が始まると予想される「津波到達予想時刻」</p> <p>(略)</p> <p>(7) 避難目標地点 津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所で、自主防災組織や住民等が、とりあえず生命の安全を確保するために<u>避難の目標とする地点</u>であり、必ずしも指定緊急避難場所と一致しない。本計画においては、避難目標地点として適している代表的な地点（地域）を示している。</p> <p>(略)</p> <p>(11) 避難困難地域 最大クラスの津波想定において、<u>津波の到達時間</u>までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）まで避難することが困難な地域をいう。</p> <p>(12) 一次避難可能地域 最大クラスの津波想定において、<u>津波到達予想時間までに、避難対象地域の外まで避難できない地域（避難困難地域）であるものの、</u>津波到達予想時間までに、避難対象地域内の津波避難ビルや指定緊急避難場所（高規格道路高台）に避難することが可能な地域をいう。津波避難ビルや指定緊急避難場所（高規格道路高台）までの距離だけでなく、収容可能人数の制約を考慮して決定する。</p> <p>(略)</p> <p>(17) 要配慮者 高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児など防災施策において特に配慮を要する者（<u>妊産婦、傷病者、難病患者、外国人、性的マイノリティ等</u>）をいう。</p> <p>(略)</p>	<p>国の指針改定に整合</p> <p>国の指針改定と道想定 of 定義を併用</p> <p>国の指針改定に整合</p> <p>国の指針改定に整合</p> <p>国の指針改定に整合</p>

現 行	修 正（令和8年6月）	備 考																																																
<p>第2章 避難計画</p> <p>1 津波避難計画の基本方針 津波避難計画は地域の実情を踏まえつつ、次の考え方に基づいて策定する。</p> <p>(1) 避難計画策定にあたっての統一的な基本方針を示した「北海道津波避難計画策定指針」及び「市町村における津波避難計画策定指針」などを参考に体系的かつ効果的な計画を策定し、その後は避難対象地域ごとに住民が主体となってワークショップ等を開催して策定する「地区防災計画に含まれる津波避難に関する計画（以下「<u>地区津波避難計画</u>」という。）に結び付く構成とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 津波到達予想時間の設定 津波法第8条第1項に基づき、道が設定した津波浸水想定の結果、北斗市の各代表地点における最大津波高と第1波の津波到達予想時間は下記の表のとおりである。</p> <p>想定地震：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震 対象津波：日本海溝モデル 三陸・日高②の最大クラス津波（L2津波）</p> <table border="1" data-bbox="311 951 1187 1392"> <thead> <tr> <th>津波到達地点 (代表地点)</th> <th>最大津波高 (メートル)</th> <th>第1波到達時間 (分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>七重浜</td><td>7.6</td><td>61</td></tr> <tr><td>東 浜</td><td>7.8</td><td>60</td></tr> <tr><td>大野川河口</td><td>7.5</td><td>60</td></tr> <tr><td>富 川</td><td>7.5</td><td>58</td></tr> <tr><td>矢不來</td><td>5.4</td><td>58</td></tr> <tr><td>茂辺地</td><td>6.1</td><td>54</td></tr> <tr><td>当 別</td><td>6.2</td><td>54</td></tr> </tbody> </table> <p>※ L2津波とは、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波で、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」をいう。</p> <p>(略)</p>	津波到達地点 (代表地点)	最大津波高 (メートル)	第1波到達時間 (分)	七重浜	7.6	61	東 浜	7.8	60	大野川河口	7.5	60	富 川	7.5	58	矢不來	5.4	58	茂辺地	6.1	54	当 別	6.2	54	<p>第2章 避難計画</p> <p>1 津波避難計画の基本方針 津波避難計画は地域の実情を踏まえつつ、次の考え方に基づいて策定する。</p> <p>(1) 避難計画策定にあたっての統一的な基本方針を示した「北海道津波避難計画策定指針」及び「市町村における津波避難計画策定指針」などを参考に体系的かつ効果的な計画を策定し、その後は避難対象地域ごとに住民が主体となってワークショップ等を開催して策定する「地区防災計画に含まれる津波避難に関する計画（以下「<u>地区防災計画（津波編）</u>」という。）に結び付く構成とする。</p> <p>(略)</p> <p>2 津波到達予想時間の設定 津波法第8条第1項に基づき、道が設定した津波浸水想定の結果、北斗市の各代表地点における最大津波高と第1波（最大波）の津波到達予想時間は下記の表のとおりである。</p> <p>想定地震：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震 対象津波：日本海溝モデル 三陸・日高②の最大クラス津波（L2津波）</p> <table border="1" data-bbox="1558 951 2427 1392"> <thead> <tr> <th>津波到達地点 (代表地点)</th> <th>最大津波高 (メートル)</th> <th>第1波（最大波）到達 時間（分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>七重浜</td><td>7.6</td><td>61</td></tr> <tr><td>東 浜</td><td>7.8</td><td>60</td></tr> <tr><td>大野川河口</td><td>7.5</td><td>60</td></tr> <tr><td>富 川</td><td>7.5</td><td>58</td></tr> <tr><td>矢不來</td><td>5.4</td><td>58</td></tr> <tr><td>茂辺地</td><td>6.1</td><td>54</td></tr> <tr><td>当 別</td><td>6.2</td><td>54</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 北斗市においては第1波が最大波になると想定されている。</p> <p>※ L2津波とは、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波で、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」をいう。</p> <p>(略)</p>	津波到達地点 (代表地点)	最大津波高 (メートル)	第1波（ 最大波 ）到達 時間（分）	七重浜	7.6	61	東 浜	7.8	60	大野川河口	7.5	60	富 川	7.5	58	矢不來	5.4	58	茂辺地	6.1	54	当 別	6.2	54	<p>表現の適正化 (地区防災計画を普及させるため)</p> <p>表現の適正化 第1波が最大波となることから修正</p> <p>(最大波)を補足説明</p>
津波到達地点 (代表地点)	最大津波高 (メートル)	第1波到達時間 (分)																																																
七重浜	7.6	61																																																
東 浜	7.8	60																																																
大野川河口	7.5	60																																																
富 川	7.5	58																																																
矢不來	5.4	58																																																
茂辺地	6.1	54																																																
当 別	6.2	54																																																
津波到達地点 (代表地点)	最大津波高 (メートル)	第1波（ 最大波 ）到達 時間（分）																																																
七重浜	7.6	61																																																
東 浜	7.8	60																																																
大野川河口	7.5	60																																																
富 川	7.5	58																																																
矢不來	5.4	58																																																
茂辺地	6.1	54																																																
当 別	6.2	54																																																

現 行	修 正 (令和8年6月)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
<p>4 避難対象地域の指定</p> <p>避難対象地域は、大津波警報（最大規模又は5m～3m）、津波警報及び津波注意報の4種類の異なる地域を予め市が指定するが、津波は局所的に高くなる場合があること、津波浸水区域はあくまでも想定に過ぎず、浸水区域が拡大する可能性もあることなどを考慮し広めに設定する。</p> <p>なお、避難対象地域の住民は、予め津波ハザードマップを参考に複数の避難経路や避難目標地点を定めておくことが必要である。</p> <table border="1" data-bbox="222 451 1291 997"> <thead> <tr> <th>警報の種別</th> <th>避難対象地域指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>最大クラスの津波又は5m～3mの津波により浸水が想定される区域（津波災害警戒区域） ※ 避難対象地域図（赤点線・桃色点線の南側）を参照</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>津波の高さが3m以下の場合に浸水が想定される区域 ※ 避難対象地域図（青色実線南側）を参照 避難対象地域全域に対しては、注意喚起を促す広報を行う。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td><u>海水浴や潮干狩りの観光客、釣り客、海岸付近で働く従業員等の安全確保のため、海岸線に接している区域（国道228の海岸側）</u> 避難対象地域全域に対しては、注意喚起を促す広報を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	警報の種別	避難対象地域指定基準	大津波警報	最大クラスの津波又は5m～3mの津波により浸水が想定される 区域 （津波災害警戒区域） ※ 避難対象地域図（赤点線・桃色点線の南側）を参照	津波警報	津波の高さが3m以下の場合に浸水が想定される 区域 ※ 避難対象地域図（青色実線南側）を参照 避難対象地域全域に対しては、注意喚起を促す広報を行う。	津波注意報	<u>海水浴や潮干狩りの観光客、釣り客、海岸付近で働く従業員等の安全確保のため、海岸線に接している区域（国道228の海岸側）</u> 避難対象地域全域に対しては、注意喚起を促す広報を行う。	<p>4 避難対象地域の指定</p> <p>避難対象地域は、大津波警報（最大クラス又は5m～3m）、津波警報及び津波注意報の4種類の異なる地域を予め市が指定するが、津波は局所的に高くなる場合があること、津波浸水区域はあくまでも想定に過ぎず、浸水区域が拡大する可能性もあることなどを考慮し広めに設定する。</p> <p>なお、避難対象地域の住民は、予め津波ハザードマップを参考に複数の避難経路や避難目標地点を定めておくことが必要である。</p> <table border="1" data-bbox="1469 451 2537 997"> <thead> <tr> <th>警報の種別</th> <th>避難対象地域指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>最大クラスの津波又は5m～3mの津波により浸水が想定される地域（津波災害警戒区域） ※ 避難対象地域図（赤点線・桃色点線の南側）を参照</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>津波の高さが3m以下の場合に浸水が想定される地域 ※ 避難対象地域図（青色実線南側）を参照 避難対象地域全域に対しては、注意喚起を促す広報を行う。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td><u>漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域（住宅地は対象外）</u> 避難対象地域全域に対しては、注意喚起を促す広報を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	警報の種別	避難対象地域指定基準	大津波警報	最大クラスの津波又は5m～3mの津波により浸水が想定される 地域 （津波災害警戒区域） ※ 避難対象地域図（赤点線・桃色点線の南側）を参照	津波警報	津波の高さが3m以下の場合に浸水が想定される 地域 ※ 避難対象地域図（青色実線南側）を参照 避難対象地域全域に対しては、注意喚起を促す広報を行う。	津波注意報	<u>漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域（住宅地は対象外）</u> 避難対象地域全域に対しては、注意喚起を促す広報を行う。	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化（標題と整合）</p> <p>表現を指針と整合 青森県沖地震を踏まえ、津波注意報時の避難対象地域を見直し</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
警報の種別	避難対象地域指定基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
大津波警報	最大クラスの津波又は5m～3mの津波により浸水が想定される 区域 （津波災害警戒区域） ※ 避難対象地域図（赤点線・桃色点線の南側）を参照																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
津波警報	津波の高さが3m以下の場合に浸水が想定される 区域 ※ 避難対象地域図（青色実線南側）を参照 避難対象地域全域に対しては、注意喚起を促す広報を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
津波注意報	<u>海水浴や潮干狩りの観光客、釣り客、海岸付近で働く従業員等の安全確保のため、海岸線に接している区域（国道228の海岸側）</u> 避難対象地域全域に対しては、注意喚起を促す広報を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
警報の種別	避難対象地域指定基準																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
大津波警報	最大クラスの津波又は5m～3mの津波により浸水が想定される 地域 （津波災害警戒区域） ※ 避難対象地域図（赤点線・桃色点線の南側）を参照																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
津波警報	津波の高さが3m以下の場合に浸水が想定される 地域 ※ 避難対象地域図（青色実線南側）を参照 避難対象地域全域に対しては、注意喚起を促す広報を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
津波注意報	<u>漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域（住宅地は対象外）</u> 避難対象地域全域に対しては、注意喚起を促す広報を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<p>大津波警報等の発表に伴い避難指示が発令される避難対象地域は次の表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="192 1081 1320 1858"> <thead> <tr> <th colspan="2">浜分地区</th> <th colspan="2">久根別・東浜地区</th> <th colspan="2">中央～谷好地区</th> <th colspan="2">茂辺地～石別地区</th> </tr> <tr> <th>町名</th> <th>人口(世帯数)</th> <th>町名</th> <th>人口(世帯数)</th> <th>町名</th> <th>人口(世帯数)</th> <th>町名</th> <th>人口(世帯数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>七重浜1丁目</td><td>547(352)</td><td>東浜1丁目</td><td>1,088(540)</td><td>常盤1丁目</td><td>749(367)</td><td>矢不來</td><td>15(9)</td></tr> <tr><td>七重浜2丁目</td><td>2,027(1,172)</td><td>東浜2丁目</td><td>1,023(569)</td><td>常盤2丁目</td><td>314(160)</td><td>館野</td><td>5(4)</td></tr> <tr><td>七重浜3丁目</td><td>1,088(551)</td><td>久根別1丁目</td><td>1,276(676)</td><td>常盤3丁目</td><td>296(141)</td><td>茂辺地</td><td></td></tr> <tr><td>七重浜4丁目</td><td>1,978(1,061)</td><td>久根別2丁目</td><td>1,213(637)</td><td>公園通1丁目</td><td>262(143)</td><td>茂辺地1丁目</td><td>157(102)</td></tr> <tr><td>七重浜5丁目</td><td>518(263)</td><td>久根別3丁目</td><td>395(211)</td><td>大工川1丁目</td><td>286(136)</td><td>茂辺地2丁目</td><td>219(131)</td></tr> <tr><td>七重浜6丁目</td><td>289(154)</td><td>久根別4丁目</td><td>1,583(796)</td><td>大工川2丁目</td><td>138(71)</td><td>茂辺地3丁目</td><td>203(114)</td></tr> <tr><td>七重浜7丁目</td><td>709(418)</td><td>久根別5丁目</td><td>793(364)</td><td>大工川</td><td>135(67)</td><td>茂辺地4丁目</td><td>81(54)</td></tr> <tr><td>七重浜8丁目</td><td>1,296(705)</td><td>一本木</td><td>244(127)</td><td>押上1丁目</td><td>102(52)</td><td>茂辺地5丁目</td><td>137(88)</td></tr> <tr><td>追分1丁目</td><td>984(459)</td><td>萩野</td><td>137(74)</td><td>押上2丁目</td><td>228(100)</td><td>茂辺地市ノ渡</td><td>20(15)</td></tr> <tr><td>追分2丁目</td><td>3,359(1,337)</td><td>千代田</td><td>273(139)</td><td>押上</td><td>74(36)</td><td>当別</td><td>427(425)</td></tr> <tr><td>追分3丁目</td><td>375(216)</td><td></td><td></td><td>添山</td><td>144(115)</td><td>当別1丁目</td><td>80(51)</td></tr> <tr><td>追分4丁目</td><td>1,111(533)</td><td>中央～谷好地区</td><td></td><td>昭和1丁目</td><td>70(45)</td><td>当別2丁目</td><td>72(48)</td></tr> <tr><td>追分5丁目</td><td>80(52)</td><td>町名</td><td>人口(世帯数)</td><td>昭和2丁目</td><td>220(116)</td><td>当別3丁目</td><td>59(35)</td></tr> <tr><td>追分6丁目</td><td>15(8)</td><td>中央1丁目</td><td>170(90)</td><td>谷好1丁目</td><td>694(324)</td><td>当別4丁目</td><td>49(33)</td></tr> <tr><td>追分7丁目</td><td>135(72)</td><td>中央2丁目</td><td>324(165)</td><td>谷好2丁目</td><td>572(312)</td><td>三ツ石</td><td>47(36)</td></tr> <tr><td>追分</td><td>43(20)</td><td>中央3丁目</td><td>206(120)</td><td>谷好3丁目</td><td>198(96)</td><td>三ツ石1丁目</td><td>36(20)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>中野通1丁目</td><td>866(454)</td><td>谷好4丁目</td><td>115(63)</td><td>三ツ石2丁目</td><td>41(29)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>中野通2丁目</td><td>686(289)</td><td>富川1丁目</td><td>353(212)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>中野通3丁目</td><td>790(343)</td><td>富川2丁目</td><td>165(107)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>中野通</td><td>190(100)</td><td>富川町</td><td>38(24)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>中野</td><td>120(58)</td><td>水無</td><td>48(25)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>清川</td><td>301(161)</td><td>三好</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>飯生1丁目</td><td>297(161)</td><td>柳沢</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>飯生2丁目</td><td>197(99)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>飯生3丁目</td><td>123(75)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>津波避難対象地域 凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 大津波警報（最大規模） 大津波警報（3～5m） 津波警報（3m以下） 海岸に接する地域：津波注意報 <p>中野、清川、谷好1丁目、桜岱、柳沢、富川町、館野、茂辺地、茂辺地市ノ渡、当別、三ツ石は、浸水想定区域内に一般住宅建物なし。</p>	浜分地区		久根別・東浜地区		中央～谷好地区		茂辺地～石別地区		町名	人口(世帯数)	町名	人口(世帯数)	町名	人口(世帯数)	町名	人口(世帯数)	七重浜1丁目	547(352)	東浜1丁目	1,088(540)	常盤1丁目	749(367)	矢不來	15(9)	七重浜2丁目	2,027(1,172)	東浜2丁目	1,023(569)	常盤2丁目	314(160)	館野	5(4)	七重浜3丁目	1,088(551)	久根別1丁目	1,276(676)	常盤3丁目	296(141)	茂辺地		七重浜4丁目	1,978(1,061)	久根別2丁目	1,213(637)	公園通1丁目	262(143)	茂辺地1丁目	157(102)	七重浜5丁目	518(263)	久根別3丁目	395(211)	大工川1丁目	286(136)	茂辺地2丁目	219(131)	七重浜6丁目	289(154)	久根別4丁目	1,583(796)	大工川2丁目	138(71)	茂辺地3丁目	203(114)	七重浜7丁目	709(418)	久根別5丁目	793(364)	大工川	135(67)	茂辺地4丁目	81(54)	七重浜8丁目	1,296(705)	一本木	244(127)	押上1丁目	102(52)	茂辺地5丁目	137(88)	追分1丁目	984(459)	萩野	137(74)	押上2丁目	228(100)	茂辺地市ノ渡	20(15)	追分2丁目	3,359(1,337)	千代田	273(139)	押上	74(36)	当別	427(425)	追分3丁目	375(216)			添山	144(115)	当別1丁目	80(51)	追分4丁目	1,111(533)	中央～谷好地区		昭和1丁目	70(45)	当別2丁目	72(48)	追分5丁目	80(52)	町名	人口(世帯数)	昭和2丁目	220(116)	当別3丁目	59(35)	追分6丁目	15(8)	中央1丁目	170(90)	谷好1丁目	694(324)	当別4丁目	49(33)	追分7丁目	135(72)	中央2丁目	324(165)	谷好2丁目	572(312)	三ツ石	47(36)	追分	43(20)	中央3丁目	206(120)	谷好3丁目	198(96)	三ツ石1丁目	36(20)			中野通1丁目	866(454)	谷好4丁目	115(63)	三ツ石2丁目	41(29)			中野通2丁目	686(289)	富川1丁目	353(212)					中野通3丁目	790(343)	富川2丁目	165(107)					中野通	190(100)	富川町	38(24)					中野	120(58)	水無	48(25)					清川	301(161)	三好						飯生1丁目	297(161)	柳沢						飯生2丁目	197(99)							飯生3丁目	123(75)					<p>大津波警報等の発表に伴い避難指示が発令される避難対象地域は次の表のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1439 1081 2567 1858"> <thead> <tr> <th colspan="2">浜分地区</th> <th colspan="2">久根別・東浜地区</th> <th colspan="2">中央～谷好地区</th> <th colspan="2">茂辺地～石別地区</th> </tr> <tr> <th>町名</th> <th>人口(世帯数)</th> <th>町名</th> <th>人口(世帯数)</th> <th>町名</th> <th>人口(世帯数)</th> <th>町名</th> <th>人口(世帯数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>七重浜1丁目</td><td>538(358)</td><td>東浜1丁目</td><td>1,086(549)</td><td>常盤1丁目</td><td>724(366)</td><td>矢不來</td><td>15(9)</td></tr> <tr><td>七重浜2丁目</td><td>1,997(1,166)</td><td>東浜2丁目</td><td>988(550)</td><td>常盤2丁目</td><td>306(163)</td><td>館野</td><td>4(3)</td></tr> <tr><td>七重浜3丁目</td><td>1,068(551)</td><td>久根別1丁目</td><td>1,257(679)</td><td>常盤3丁目</td><td>281(135)</td><td>茂辺地</td><td></td></tr> <tr><td>七重浜4丁目</td><td>1,941(1,054)</td><td>久根別2丁目</td><td>1,183(628)</td><td>公園通1丁目</td><td>247(133)</td><td>茂辺地1丁目</td><td>152(97)</td></tr> <tr><td>七重浜5丁目</td><td>498(268)</td><td>久根別3丁目</td><td>393(216)</td><td>大工川1丁目</td><td>279(141)</td><td>茂辺地2丁目</td><td>209(128)</td></tr> <tr><td>七重浜6丁目</td><td>293(153)</td><td>久根別4丁目</td><td>1,564(797)</td><td>大工川2丁目</td><td>132(67)</td><td>茂辺地3丁目</td><td>193(110)</td></tr> <tr><td>七重浜7丁目</td><td>683(413)</td><td>久根別5丁目</td><td>776(380)</td><td>大工川</td><td>128(64)</td><td>茂辺地4丁目</td><td>70(45)</td></tr> <tr><td>七重浜8丁目</td><td>1,287(714)</td><td>一本木</td><td>242(128)</td><td>押上1丁目</td><td>102(54)</td><td>茂辺地5丁目</td><td>130(85)</td></tr> <tr><td>追分1丁目</td><td>997(472)</td><td>萩野</td><td>128(71)</td><td>押上2丁目</td><td>216(96)</td><td>茂辺地市ノ渡</td><td>19(14)</td></tr> <tr><td>追分2丁目</td><td>3,365(1,358)</td><td>千代田</td><td>271(139)</td><td>押上</td><td>83(41)</td><td>当別</td><td>422(420)</td></tr> <tr><td>追分3丁目</td><td>362(216)</td><td></td><td></td><td>添山</td><td>144(116)</td><td>当別1丁目</td><td>75(49)</td></tr> <tr><td>追分4丁目</td><td>1,097(530)</td><td>中央～谷好地区</td><td></td><td>昭和1丁目</td><td>73(41)</td><td>当別2丁目</td><td>69(47)</td></tr> <tr><td>追分5丁目</td><td>88(58)</td><td>町名</td><td>人口(世帯数)</td><td>昭和2丁目</td><td>213(113)</td><td>当別3丁目</td><td>58(36)</td></tr> <tr><td>追分6丁目</td><td>10(5)</td><td>中央1丁目</td><td>162(93)</td><td>谷好1丁目</td><td>675(319)</td><td>当別4丁目</td><td>46(30)</td></tr> <tr><td>追分7丁目</td><td>123(68)</td><td>中央2丁目</td><td>312(163)</td><td>谷好2丁目</td><td>561(310)</td><td>三ツ石</td><td>46(35)</td></tr> <tr><td>追分</td><td>43(21)</td><td>中央3丁目</td><td>200(116)</td><td>谷好3丁目</td><td>189(95)</td><td>三ツ石1丁目</td><td>34(18)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>中野通1丁目</td><td>857(465)</td><td>谷好4丁目</td><td>112(60)</td><td>三ツ石2丁目</td><td>39(27)</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>中野通2丁目</td><td>696(291)</td><td>富川1丁目</td><td>337(197)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>中野通3丁目</td><td>763(350)</td><td>富川2丁目</td><td>160(108)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>中野通</td><td>184(94)</td><td>富川町</td><td>35(22)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>中野</td><td>117(58)</td><td>桜岱</td><td>47(24)</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>清川</td><td>287(161)</td><td>水無</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>飯生1丁目</td><td>275(146)</td><td>三好</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>飯生2丁目</td><td>197(104)</td><td>柳沢</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td>飯生3丁目</td><td>119(73)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>津波避難対象地域 凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 大津波警報（最大クラス） 大津波警報（3～5m） 津波警報（3m以下） 避難指示を免令しない。 <p>※ 津波注意報時は、海岸堤防等より海側の区域に免令</p> <p>※ 中野、清川、谷好1丁目、桜岱、柳沢、富川町、館野、茂辺地、茂辺地市ノ渡、当別、当別2丁目、三ツ石は、浸水想定区域内に一般住宅建物がないため避難指示は免令しない。ただし、谷好1丁目は企業があるため避難指示を免令する。</p> <p>※ 人口等は令和8年1月1日現在</p>	浜分地区		久根別・東浜地区		中央～谷好地区		茂辺地～石別地区		町名	人口(世帯数)	町名	人口(世帯数)	町名	人口(世帯数)	町名	人口(世帯数)	七重浜1丁目	538(358)	東浜1丁目	1,086(549)	常盤1丁目	724(366)	矢不來	15(9)	七重浜2丁目	1,997(1,166)	東浜2丁目	988(550)	常盤2丁目	306(163)	館野	4(3)	七重浜3丁目	1,068(551)	久根別1丁目	1,257(679)	常盤3丁目	281(135)	茂辺地		七重浜4丁目	1,941(1,054)	久根別2丁目	1,183(628)	公園通1丁目	247(133)	茂辺地1丁目	152(97)	七重浜5丁目	498(268)	久根別3丁目	393(216)	大工川1丁目	279(141)	茂辺地2丁目	209(128)	七重浜6丁目	293(153)	久根別4丁目	1,564(797)	大工川2丁目	132(67)	茂辺地3丁目	193(110)	七重浜7丁目	683(413)	久根別5丁目	776(380)	大工川	128(64)	茂辺地4丁目	70(45)	七重浜8丁目	1,287(714)	一本木	242(128)	押上1丁目	102(54)	茂辺地5丁目	130(85)	追分1丁目	997(472)	萩野	128(71)	押上2丁目	216(96)	茂辺地市ノ渡	19(14)	追分2丁目	3,365(1,358)	千代田	271(139)	押上	83(41)	当別	422(420)	追分3丁目	362(216)			添山	144(116)	当別1丁目	75(49)	追分4丁目	1,097(530)	中央～谷好地区		昭和1丁目	73(41)	当別2丁目	69(47)	追分5丁目	88(58)	町名	人口(世帯数)	昭和2丁目	213(113)	当別3丁目	58(36)	追分6丁目	10(5)	中央1丁目	162(93)	谷好1丁目	675(319)	当別4丁目	46(30)	追分7丁目	123(68)	中央2丁目	312(163)	谷好2丁目	561(310)	三ツ石	46(35)	追分	43(21)	中央3丁目	200(116)	谷好3丁目	189(95)	三ツ石1丁目	34(18)			中野通1丁目	857(465)	谷好4丁目	112(60)	三ツ石2丁目	39(27)			中野通2丁目	696(291)	富川1丁目	337(197)					中野通3丁目	763(350)	富川2丁目	160(108)					中野通	184(94)	富川町	35(22)					中野	117(58)	桜岱	47(24)					清川	287(161)	水無						飯生1丁目	275(146)	三好						飯生2丁目	197(104)	柳沢						飯生3丁目	119(73)					<p>人口等の経年変化分を修正</p> <p>津波注意報の避難対象地域修正に伴う変更等</p>
浜分地区		久根別・東浜地区		中央～谷好地区		茂辺地～石別地区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
町名	人口(世帯数)	町名	人口(世帯数)	町名	人口(世帯数)	町名	人口(世帯数)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
七重浜1丁目	547(352)	東浜1丁目	1,088(540)	常盤1丁目	749(367)	矢不來	15(9)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
七重浜2丁目	2,027(1,172)	東浜2丁目	1,023(569)	常盤2丁目	314(160)	館野	5(4)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
七重浜3丁目	1,088(551)	久根別1丁目	1,276(676)	常盤3丁目	296(141)	茂辺地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
七重浜4丁目	1,978(1,061)	久根別2丁目	1,213(637)	公園通1丁目	262(143)	茂辺地1丁目	157(102)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
七重浜5丁目	518(263)	久根別3丁目	395(211)	大工川1丁目	286(136)	茂辺地2丁目	219(131)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
七重浜6丁目	289(154)	久根別4丁目	1,583(796)	大工川2丁目	138(71)	茂辺地3丁目	203(114)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
七重浜7丁目	709(418)	久根別5丁目	793(364)	大工川	135(67)	茂辺地4丁目	81(54)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
七重浜8丁目	1,296(705)	一本木	244(127)	押上1丁目	102(52)	茂辺地5丁目	137(88)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
追分1丁目	984(459)	萩野	137(74)	押上2丁目	228(100)	茂辺地市ノ渡	20(15)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
追分2丁目	3,359(1,337)	千代田	273(139)	押上	74(36)	当別	427(425)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
追分3丁目	375(216)			添山	144(115)	当別1丁目	80(51)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
追分4丁目	1,111(533)	中央～谷好地区		昭和1丁目	70(45)	当別2丁目	72(48)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
追分5丁目	80(52)	町名	人口(世帯数)	昭和2丁目	220(116)	当別3丁目	59(35)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
追分6丁目	15(8)	中央1丁目	170(90)	谷好1丁目	694(324)	当別4丁目	49(33)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
追分7丁目	135(72)	中央2丁目	324(165)	谷好2丁目	572(312)	三ツ石	47(36)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
追分	43(20)	中央3丁目	206(120)	谷好3丁目	198(96)	三ツ石1丁目	36(20)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		中野通1丁目	866(454)	谷好4丁目	115(63)	三ツ石2丁目	41(29)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		中野通2丁目	686(289)	富川1丁目	353(212)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		中野通3丁目	790(343)	富川2丁目	165(107)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		中野通	190(100)	富川町	38(24)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		中野	120(58)	水無	48(25)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		清川	301(161)	三好																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		飯生1丁目	297(161)	柳沢																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		飯生2丁目	197(99)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		飯生3丁目	123(75)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
浜分地区		久根別・東浜地区		中央～谷好地区		茂辺地～石別地区																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
町名	人口(世帯数)	町名	人口(世帯数)	町名	人口(世帯数)	町名	人口(世帯数)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
七重浜1丁目	538(358)	東浜1丁目	1,086(549)	常盤1丁目	724(366)	矢不來	15(9)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
七重浜2丁目	1,997(1,166)	東浜2丁目	988(550)	常盤2丁目	306(163)	館野	4(3)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
七重浜3丁目	1,068(551)	久根別1丁目	1,257(679)	常盤3丁目	281(135)	茂辺地																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
七重浜4丁目	1,941(1,054)	久根別2丁目	1,183(628)	公園通1丁目	247(133)	茂辺地1丁目	152(97)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
七重浜5丁目	498(268)	久根別3丁目	393(216)	大工川1丁目	279(141)	茂辺地2丁目	209(128)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
七重浜6丁目	293(153)	久根別4丁目	1,564(797)	大工川2丁目	132(67)	茂辺地3丁目	193(110)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
七重浜7丁目	683(413)	久根別5丁目	776(380)	大工川	128(64)	茂辺地4丁目	70(45)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
七重浜8丁目	1,287(714)	一本木	242(128)	押上1丁目	102(54)	茂辺地5丁目	130(85)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
追分1丁目	997(472)	萩野	128(71)	押上2丁目	216(96)	茂辺地市ノ渡	19(14)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
追分2丁目	3,365(1,358)	千代田	271(139)	押上	83(41)	当別	422(420)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
追分3丁目	362(216)			添山	144(116)	当別1丁目	75(49)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
追分4丁目	1,097(530)	中央～谷好地区		昭和1丁目	73(41)	当別2丁目	69(47)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
追分5丁目	88(58)	町名	人口(世帯数)	昭和2丁目	213(113)	当別3丁目	58(36)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
追分6丁目	10(5)	中央1丁目	162(93)	谷好1丁目	675(319)	当別4丁目	46(30)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
追分7丁目	123(68)	中央2丁目	312(163)	谷好2丁目	561(310)	三ツ石	46(35)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
追分	43(21)	中央3丁目	200(116)	谷好3丁目	189(95)	三ツ石1丁目	34(18)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		中野通1丁目	857(465)	谷好4丁目	112(60)	三ツ石2丁目	39(27)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		中野通2丁目	696(291)	富川1丁目	337(197)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		中野通3丁目	763(350)	富川2丁目	160(108)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		中野通	184(94)	富川町	35(22)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		中野	117(58)	桜岱	47(24)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		清川	287(161)	水無																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		飯生1丁目	275(146)	三好																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		飯生2丁目	197(104)	柳沢																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
		飯生3丁目	119(73)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

現 行	修 正 (令和8年6月)	備 考																																						
<p>5 避難困難地域の指定</p> <p>(1) 避難困難地域は、津波到達予想時間と歩行速度及び避難開始時間を考慮し避難可能距離を割り出した上で、津波到達予想時間までに避難対象地域の外まで辿り着けない地域を市が指定する。避難可能距離は、次の式により求める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{避難可能距離} = \text{歩行速度} \times (\text{津波到達予想時間} - \text{避難開始時間})$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>津波到達予想時間：以下の表のとおり</p> <p>歩行速度：0.5m/秒 (0.58 (60歳以上) × 0.86 (冬季を考慮) = 0.4988)</p> <p>(老人自由歩行速度、群衆歩行速度は1.0m/秒)</p> <p>避難開始時間：7分 (昼間・冬季にすぐに避難する場合)</p> </div>	<p>5 避難困難地域の指定</p> <p>(1) 避難困難地域は、津波到達予想時間と歩行速度及び避難開始時間を考慮し避難可能距離を割り出した上で、津波到達予想時間までに避難対象地域の外まで辿り着けない地域を市が指定する。避難可能距離は、次の式により求める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> $\text{避難可能距離} = \text{歩行速度} \times (\text{津波到達予想時間} - \text{避難開始時間})$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>津波到達予想時間：以下の表のとおり</p> <p>歩行速度：0.5m/秒 (0.58 (60歳以上) × 0.86 (冬季を考慮) = 0.4988)</p> <p>(老人自由歩行速度、群衆歩行速度は1.0m/秒)</p> <p>避難開始時間：7分 (昼間・冬季にすぐに避難する場合)</p> </div>																																							
<p>※ 津波到達予想時間は、道が設定した津波浸水想定の結果を適用する。また、歩行速度及び避難開始時間は道が示している津波避難計画策定指針を参照とする。</p>	<p>※ 津波到達予想時間は、道が設定した津波浸水想定の結果 <u>第一波(最大波)到達時間</u> を適用する。また、歩行速度及び避難開始時間は <u>国が示している市町村における津波避難計画策定指針</u>・道が示している津波避難計画策定指針を参照とする。</p>	<p>国の指針改定内容を反映</p>																																						
<p>【各地区の避難可能距離】</p>	<p>【各地区の避難可能距離】</p>																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区 (沿岸地域)</th> <th>避難可能距離 (m)</th> <th>避難速度 (m/分)</th> <th>津波到達予想 時間 (分)</th> <th>避難開始時間 (分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>七重浜地域</td> <td>1,620</td> <td rowspan="4">0.5×60</td> <td>61</td> <td rowspan="4">7</td> </tr> <tr> <td>東浜地域</td> <td>1,590</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>中央～矢不來</td> <td>1,530</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>茂辺地～三ツ石</td> <td>1,410</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table>	地 区 (沿岸地域)	避難可能距離 (m)	避難速度 (m/分)	津波到達予想 時間 (分)	避難開始時間 (分)	七重浜地域	1,620	0.5×60	61	7	東浜地域	1,590	60	中央～矢不來	1,530	58	茂辺地～三ツ石	1,410	54	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地 区 (沿岸地域)</th> <th>避難可能距離 (m)</th> <th>避難速度 (m/分)</th> <th>津波到達予想 時間 (分)</th> <th>避難開始時間 (分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>七重浜地域</td> <td>1,620</td> <td rowspan="4">0.5×60</td> <td>61</td> <td rowspan="4">7</td> </tr> <tr> <td>東浜地域</td> <td>1,590</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>中央～矢不來</td> <td>1,530</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>茂辺地～三ツ石</td> <td>1,410</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table>	地 区 (沿岸地域)	避難可能距離 (m)	避難速度 (m/分)	津波到達予想 時間 (分)	避難開始時間 (分)	七重浜地域	1,620	0.5×60	61	7	東浜地域	1,590	60	中央～矢不來	1,530	58	茂辺地～三ツ石	1,410	54	
地 区 (沿岸地域)	避難可能距離 (m)	避難速度 (m/分)	津波到達予想 時間 (分)	避難開始時間 (分)																																				
七重浜地域	1,620	0.5×60	61	7																																				
東浜地域	1,590		60																																					
中央～矢不來	1,530		58																																					
茂辺地～三ツ石	1,410		54																																					
地 区 (沿岸地域)	避難可能距離 (m)	避難速度 (m/分)	津波到達予想 時間 (分)	避難開始時間 (分)																																				
七重浜地域	1,620	0.5×60	61	7																																				
東浜地域	1,590		60																																					
中央～矢不來	1,530		58																																					
茂辺地～三ツ石	1,410		54																																					
<p>※ 避難可能距離：避難を開始する地点から、津波が到達するまでに移動できる距離</p>	<p>※ 避難可能距離：避難を開始する地点から、津波が到達するまでに移動できる距離</p>																																							
<p>【避難困難地域】</p>	<p>【避難困難地域】</p>																																							
																																								

現 行	修 正 (令和8年6月)	備 考
<p>※ 道津波避難計画策定指針での歩行速度は1.0m/秒を目安とされているが、これは健常者の歩行速度であり、市においては、歩行速度が遅い要配慮者についても、徒歩での避難を求めていることから道津波避難計画策定指針で参考として示している「北海道南西沖地震津波時の年齢階層別平均避難速度」（日本建築学会）の60歳～の平均避難速度に、冬期における一般的な平均速度を踏まえて歩行速度を0.5m/秒とした。</p> <p>したがって、本計画における避難困難地域の対象者は要配慮者であり、1.0m/秒で歩行できる健常者については、基本的には徒歩で避難対象地域の外まで避難することが可能である。</p> <p>(2) 避難困難地域の要配慮者については、津波到達予想時間までに避難対象地域内の高規格道路高台や津波避難ビルに避難することが必要となる。高規格道路高台や津波避難ビルに避難することができる一時避難可能地域は、避難可能距離のみではなく、収容可能人員の制限も考慮し設定し、避難困難地域のうち、一時避難可能地域以外の地域を特定避難困難地域とする。</p> <p>特定避難困難地域の要配慮者については、独自の避難は困難なことから、<u>地区津波避難計画</u>や個別避難計画を作成し、避難行動等支援者の協力のもとに避難することが必要である。</p>	<p>※ 道津波避難計画策定指針での歩行速度は1.0m/秒を目安とされているが、これは健常者の歩行速度であり、市においては、歩行速度が遅い要配慮者についても、徒歩での避難を求めていることから道津波避難計画策定指針で参考として示している「北海道南西沖地震津波時の年齢階層別平均避難速度」（日本建築学会）の60歳～の平均避難速度に、冬期における一般的な平均速度を踏まえて歩行速度を0.5m/秒とした。<u>また、国が示す市町村における津波避難計画策定指針でも、歩行困難者等は0.5m/秒となっている。</u></p> <p>したがって、本計画における避難困難地域の対象者は要配慮者であり、1.0m/秒で歩行できる健常者については、基本的には徒歩で避難対象地域の外まで避難することが可能である。</p> <p>(2) 避難困難地域の要配慮者については、津波到達予想時間までに避難対象地域内の高規格道路高台や津波避難ビルに避難することが必要となる。高規格道路高台や津波避難ビルに避難することができる一時避難可能地域は、避難可能距離のみではなく、収容可能人員の制限も考慮し設定し、避難困難地域のうち、一時避難可能地域以外の地域を特定避難困難地域とする。</p> <p>特定避難困難地域の要配慮者については、独自の避難は困難なことから、<u>地区防災計画(津波編)</u>や個別避難計画を作成し、避難行動等支援者の協力のもとに避難<u>(自動車避難を含む)</u>することが必要である。</p>	<p>国の指針改定内容を反映</p> <p>表現の適正化 カムチャツカ半島地震時の教訓を踏まえ自動車避難を追記</p>
<p>【一時避難可能地域及び特定避難困難地域】</p>	<p>【一時避難可能地域及び特定避難困難地域】</p>	
 <p>The map displays the current evacuation plan for the area. It includes a legend for inundation levels (津波浸水予測範囲・最大浸水深(m)(基準水位)) with categories from 0m to 8.2m. It also shows temporary evacuation areas (一時避難可能地域) and specific evacuation difficulty areas (特定避難困難地域). A legend for existing evacuation facilities (凡例(既設避難施設等)) includes tsunami evacuation buildings (津波避難ビル) and high-standard road highlands (高規格道路高台).</p>	 <p>The map displays the revised evacuation plan for the area, which is identical in structure to the current plan but includes updated annotations and a new legend entry for vehicle evacuation (自動車避難を含む).</p>	
<p>※ 特定避難困難地域を解消するため、市は旧久根別川の歩道橋等避難路等の整備を行っている。</p>	<p>※ 特定避難困難地域を解消するため、市は旧久根別川の歩道橋等避難路等の整備を行っている。</p>	

現 行							修 正 (令和8年6月)							備考
【市が指定している津波避難ビル・高規格道路高台の一覧表】							【市が指定している津波避難ビル・高規格道路高台の一覧表】							
種類	番号	津波避難ビル・指定緊急避難場所名	住 所	階層	使用階層	最大収容人員 (1人/1㎡)	種類	番号	津波避難ビル・指定緊急避難場所名	住 所	階層	使用階層	最大収容人員 (1人/1㎡)	
津波避難ビル	①	七重浜住民センター	七重浜 2-32-25	3階	3階	335	津波避難ビル	①	七重浜住民センター	七重浜 2-32-25	3階	3階	335	
	②	函館水産高校 (校舎)	七重浜 2-15-3	4階	3階以上	1,400		②	函館水産高校 (校舎)	七重浜 2-15-3	4階	3階以上	1,400	
	③	第3キリンズマンション	七重浜 4-18-11	8階	2階以上	100		③	第3キリンズマンション	七重浜 4-18-11	8階	2階以上	100	
	④	道営住宅七重浜団地 (2号棟)	七重浜 7-2-14	3階	3階	7		④	道営住宅七重浜団地 (2号棟)	七重浜 7-2-14	3階	3階	7	
		道営住宅七重浜団地 (3号棟)	七重浜 7-2-14	3階	3階	10			道営住宅七重浜団地 (3号棟)	七重浜 7-2-14	3階	3階	10	
		道営住宅七重浜団地 (4号棟)	七重浜 7-2-14	3階	3階	7			道営住宅七重浜団地 (4号棟)	七重浜 7-2-14	3階	3階	7	
		道営住宅七重浜団地 (5号棟)	七重浜 7-2-14	4階	3階以上	40			道営住宅七重浜団地 (5号棟)	七重浜 7-2-14	4階	3階以上	40	
		道営住宅七重浜団地 (6号棟)	七重浜 7-2-14	4階	3階以上	40			道営住宅七重浜団地 (6号棟)	七重浜 7-2-14	4階	3階以上	40	
	⑤	市営住宅久根別団地 (2号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48		⑤	市営住宅久根別団地 (2号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48	
		市営住宅久根別団地 (3号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48			市営住宅久根別団地 (3号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48	
		市営住宅久根別団地 (4号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	72			市営住宅久根別団地 (4号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	72	
		市営住宅久根別団地 (5号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48			市営住宅久根別団地 (5号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48	
		市営住宅久根別団地 (6号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48			市営住宅久根別団地 (6号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48	
		市営住宅久根別団地 (7号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	72			市営住宅久根別団地 (7号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	72	
		市営住宅久根別団地 (8号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48			市営住宅久根別団地 (8号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48	
		市営住宅久根別団地 (9号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48			市営住宅久根別団地 (9号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48	
	⑥	久根別住民センター	久根別 1-29-2	3階	3階	230		⑥	久根別住民センター	久根別 1-29-2	3階	3階	230	
	⑦	市営住宅中野通団地 (A棟)	中野通 1-8-1	5階	3階以上	340		⑦	市営住宅中野通団地 (A棟)	中野通 1-8-1	5階	3階以上	340	
		市営住宅中野通団地 (B棟)	中野通 1-9-1	5階	3階以上	340			市営住宅中野通団地 (B棟)	中野通 1-9-1	5階	3階以上	340	
	⑧	北斗市役所	中央 1-3-10	5階	3階以上	2,520		⑧	北斗市役所	中央 1-3-10	5階	3階以上	2,520	
	⑨	市営住宅飯生団地	飯生 3-1-25	7階	3階以上	260		⑨	市営住宅飯生団地	飯生 3-1-25	7階	3階以上	260	
⑩	道営住宅常盤団地 (1号棟) A棟	常盤 1-7-1	3階	3階	18	⑩	道営住宅常盤団地 (1号棟) A棟	常盤 1-7-1	3階	3階	18			
	道営住宅常盤団地 (2号棟) B棟	常盤 1-7-1	3階	3階	12		道営住宅常盤団地 (2号棟) B棟	常盤 1-7-1	3階	3階	12			
	道営住宅常盤団地 (3号棟) C棟	常盤 1-7-1	6階	3階以上	404		道営住宅常盤団地 (3号棟) C棟	常盤 1-7-1	6階	3階以上	404			
⑪	市立上磯中学校	中野通 320番地の4	4階	2階以上	1,900	⑪	市立上磯中学校	中野通 320番地の4	4階	2階以上	1,900			
⑫	市立浜分中学校	追分 1-17-1	3階	2階以上	1,500	⑫	市立浜分中学校	追分 1-17-1	3階	2階以上	1,500			
⑬	上磯高校 (校舎)	中野通 3-6-1	4階	3階以上	760	⑬	上磯高校 (校舎)	中野通 3-6-1	4階	3階以上	760			
⑭	市営茂辺地中央団地	茂辺地 3-3-10	3階	3階・屋上	208	⑭	市営茂辺地中央団地	茂辺地 3-3-10	3階	3階・屋上	208			
合計						10,863	合計						10,863	
高台	①	高規格道路 (萩野①)	萩野			500	高台	①	高規格道路 (萩野①)	萩野			500	
	②	高規格道路 (萩野②)	萩野			500		②	高規格道路 (萩野②)	萩野			500	
	③	高規格道路 (一本木①)	一本木			500		③	高規格道路 (一本木①)	一本木			500	
	④	高規格道路 (一本木②)	一本木			500		④	高規格道路 (一本木②)	一本木			500	
	⑤	高規格道路 (中野通)	中野通			500		⑤	高規格道路 (中野通)	中野通			500	
	⑥	高規格道路 (添山)	添山			500		⑥	高規格道路 (添山)	添山			500	
	⑦	高規格道路 (水無)	水無			500		⑦	高規格道路 (水無)	水無			500	
	⑧	高規格道路 (富川)	富川			500		⑧	高規格道路 (富川)	富川			500	
合計						4,000	合計						4,000	

※ 最大収容人員及び使用階層は大津波警報時

※ 最大収容人員及び使用階層は大津波警報時 (最大クラス)

津波の種類を
明確化

現 行	修 正（令和8年6月）	備考
<p>6 避難方法</p> <p>(1) 避難方法の基本的な考え方</p> <p>津波は突発的に発生することから、地震による大きな揺れや、弱くても長い揺れを感じた場合は、気象庁の津波警報等の発表や市の避難指示の発令を待たずに、自主的に避難先となる避難対象地域の外の避難目標地点や指定緊急避難場所若しくは高規格道路高台・津波避難ビル等の安全な場所を目標に避難を開始する。また、避難している間においては津波に関する情報収集（防災無線・ラジオ、スマートホン等）に努め、津波警報等や避難指示の情報を得たときは、気象庁が発表する津波到達予想時刻や予想される津波の高さ等を踏まえ、津波が到達するまでに避難行動を完了できるようにする。</p> <p>ただし、避難開始が遅れた等により、津波到達予想時刻までに避難行動を完了させることができないようなときは、努めて高い建物の上階等に避難（緊急安全確保）するものとする。</p> <p>(2) 避難方法としてとるべき行動</p> <p>ア 避難対象地域の外の安全な場所（市が設定する指定緊急避難場所や自らが設定した避難目標地点等）に徒歩で速やかに移動する。</p> <p>自動車等による避難は、次の理由により円滑な避難ができないおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家屋や電柱の倒壊、落下物等により円滑な避難ができない可能性が高い。 ○ 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等の発生率が高い。 ○ 自動車の利用が、徒歩避難者の円滑な避難を妨げるおそれがある。 ○ 季節や時間帯によっては、既に渋滞が発生しているおそれがある。 ○ 停電により信号機が停止した場合、自動車による通行が困難になる。 <p>※ 自動車等の使用は、避難行動要支援者等の避難において自動車等を使用しなければ避難できない状況で、かつ自動車等を利用しても渋滞や交通事故の可能性、徒歩避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには、地域の実情に応じた「<u>地区津波避難計画</u>」及び避難行動要支援者の「個別避難計画」に整理されている自動車及び避難誘導・避難目標地点に避難した住民の移送等の災害応急対策に使用する自動車などとする。自動車等を使用し避難する場合は、指定した経路を通り、<u>直接、指定された目標地点（指定避難所等）まで避難</u>するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>6 避難方法</p> <p>(1) 避難方法の基本的な考え方</p> <p>津波は突発的に発生することから、地震による大きな揺れや、弱くても長い揺れを感じた場合は、気象庁の津波警報等の発表や市の避難指示の発令を待たずに、自主的に避難先となる避難対象地域の外の避難目標地点や指定緊急避難場所若しくは高規格道路高台・津波避難ビル等の安全な場所を目標に避難を開始する。また、避難している間においては津波に関する情報収集（防災行政無線・ラジオ、スマートフォン等）に努め、津波警報等や避難指示の情報を得たときは、気象庁が発表する津波到達予想時刻や予想される津波の高さ等を踏まえ、津波が到達するまでに避難行動を完了できるようにする。</p> <p>ただし、避難開始が遅れた等により、津波到達予想時刻までに避難行動を完了させることができないようなときは、努めて高い建物の上階等に避難（緊急安全確保）するものとする。</p> <p>(2) 避難方法としてとるべき行動</p> <p>ア 避難対象地域の外の安全な場所（市が設定する指定緊急避難場所や自らが設定した避難目標地点等）に徒歩で速やかに移動する。</p> <p>自動車等による避難は、次の理由により円滑な避難ができないおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家屋や電柱の倒壊、落下物等により円滑な避難ができない可能性が高い。 ○ 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等の発生率が高い。 ○ 自動車の利用が、徒歩避難者の円滑な避難を妨げるおそれがある。 ○ 季節や時間帯によっては、既に渋滞が発生しているおそれがある。 ○ 停電により信号機が停止した場合、自動車による通行が困難になる。 <p>※ 自動車等の使用は、避難行動要支援者等の避難において自動車等を使用しなければ避難できない状況で、かつ自動車等を利用しても渋滞や交通事故の可能性、徒歩避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには、地域の実情に応じた「<u>地区防災計画（津波編）</u>」及び避難行動要支援者の「個別避難計画」に整理されている自動車及び避難誘導・避難目標地点に避難した住民の移送等の災害応急対策に使用する自動車などとする。自動車等を使用し避難する場合は、指定した経路を通り、<u>指定緊急避難場所等にこだわらず大野地区等、努めて遠方で標高の高い場所を目標として避難</u>するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>誤植修正</p> <p>表現の適正化</p> <p>渋滞発生防止のため目標を遠方とすることを明記</p>

現 行	修 正（令和8年6月）	備 考
<p>(5) ブロック区分した地区ごとの特性について (略)</p> <p>イ 久根別・東浜地区 海岸線から避難対象地域の外までの距離は約2.5Km前後と距離が長く、かつ多くの避難者を収容可能な津波避難ビル等が存在しない。さらにいさりび鉄道及び旧久根別川によって南北に分断されており直線的に高規格道路高台まで避難できず時間を要してしまうため、特定避難困難地区における要配慮者については高規格道路高台まで避難することが困難な状況になっており、津波避難ビルである久根別住民センターに避難者が集中し、収容することが困難な状況に陥る懸念がある。</p> <p>このため、地域の共助により要配慮者の避難を支援するほか、東浜2丁目に居住する要配慮者は大野川を横断し市役所等へ避難したり、久根別住民センターより北側に居住する要配慮者は、新川の川沿いの経路（一部未舗装）を避難路として使用して高規格道高台まで避難するなどにより、久根別住民センターへの避難集中を回避することが求められる。</p> <p>避難をする際は、津波の到達状況等の情報を継続的に収集しつつ、避難するとともに、危険が差し迫った場合には緊急安全確保（川沿いから離れた少しでも高い建物等に避難）することが重要になる。</p> <p>(略)</p> <p>7 避難先（指定緊急避難場所、津波避難ビル等）及び避難経路等 (1) 避難先（指定緊急避難場所、津波避難ビル等） (略) (新設)</p>	<p>(5) ブロック区分した地区ごとの特性について (略)</p> <p>イ 久根別・東浜地区 海岸線から避難対象地域の外までの距離は約 2.5Km 前後と距離が長く、かつ多くの避難者を収容可能な津波避難ビル等が存在しない。さらにいさりび鉄道及び旧久根別川によって南北に分断されており直線的に高規格道路高台まで避難できず時間を要してしまうため、特定避難困難地区における要配慮者については高規格道路高台まで避難することが困難な状況になっており、津波避難ビルである久根別住民センターに避難者が集中し、収容することが困難な状況に陥る懸念がある。</p> <p>さらに、新川沿いの避難路については、上磯田園通線の工事が終了するまで使用できない。</p> <p>このため、地域の共助により要配慮者の避難を支援するほか、東浜2丁目に居住する要配慮者は大野川を横断し市役所等へ避難したり、自動車による避難による避難が必要となる。</p> <p>したがって、健常者については確実に徒歩により避難するとともに、自動車で避難する場合でも同乗者を多くするなど、自動車避難の留意事項を厳守することが求められる。</p> <p>避難をする際は、津波の到達状況等の情報を継続的に収集しつつ、避難するとともに、危険が差し迫った場合には緊急安全確保（川沿いから離れた少しでも高い建物等に避難）することが重要になる。</p> <p>(略)</p> <p>7 避難先（指定緊急避難場所、津波避難ビル等）及び避難経路等 (1) 避難先（指定緊急避難場所、津波避難ビル等） (略)</p> <p>ウ 高規格道路高台、津波避難ビルの機能確保 高規格道路高台や津波避難ビルについては、津波浸水想定区域内にあることから、避難が長時間にわたることも想定し、熱中症対策及び防寒対策としてのシート、毛布、飲料水、非常食、簡易トイレなどを可能な範囲で備えることとする。</p> <p>エ 緊急的行動（緊急安全確保）に必要な高いビル等の活用 安全な場所へ避難する時間がない状況での緊急的行動（緊急安全確保）として、少しでも助かる確率の高いビル等を活用することが考えられる。地域ごとに参考資料を参考に鉄筋コンクリート構造等で浸水深より高い階層のあるビル等を把握することが望ましい。</p>	<p>新川沿いの避難路が道路工事のため使用できないことから自動車避難に付言</p> <p>国の指針改定に基づき追記</p>

現 行	修 正（令和8年6月）	備 考
<p>(2) 避難経路等</p> <p>ア 避難路は、次の点に留意し、安全性・機能性が確保されている道路を市が指定し、避難路上には標識を設置する。</p> <p>(ア) 周辺に山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないことが望ましい。</p> <p>(イ) 避難者数などを考慮して、幅員が広いことが望ましい。</p> <p>(ウ) 可能な限り津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定することが望ましい。</p> <p>(エ) 踏切を通過する避難路の場合は、迂回路を想定することが望ましい。</p> <p>(オ) 道路に面して避難ビルがあることが望ましい。</p> <p>(カ) 津波の河川遡上を想定し、河川沿いの道路でないことが望ましい。</p> <p>ただし、久根別川、新川沿いについては、地形的に避難路の対象外とすることが出来ないため、注意喚起をしたうえで避難路とする。</p> <p>イ 避難経路は、自主防災組織及び地区住民等において、次のような考えに基づき設定し、<u>地区津波避難計画</u>に整理しておく。</p> <p>(ア) 周辺に山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないことが望ましい。</p> <p>(イ) 最短時間で避難路又は避難目標地点に到着できることが望ましい。</p> <p>(ウ) 複数の迂回路が確保されていることが望ましい。</p> <p>(エ) 海岸沿いや河川沿いの道路は、原則として選定しないことが望ましい。</p> <p>ウ 避難経路等の踏切対策</p> <p>津波災害時における迅速な避難には、避難路上の踏切対策が重要である。</p> <p>市は、道南いさりび鉄道株式会社と連携し、平常時の情報共有や災害時の連絡体制を確立している。</p> <p>避難路上の踏切情報について、避難者への確に伝わるよう防災行政無線、<u>広報車両</u>などの他にも情報伝達手段の多様化に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 避難経路等</p> <p>ア 避難路は、次の点に留意し、安全性・機能性が確保されている道路を市が指定し、避難路上には標識を設置する。</p> <p>(ア) 周辺に山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないことが望ましい。</p> <p>(イ) 避難者数などを考慮して、幅員が広いことが望ましい。</p> <p>(ウ) 可能な限り津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定することが望ましい。</p> <p>(エ) 踏切を通過する避難路の場合は、迂回路を想定することが望ましい。</p> <p>(オ) 道路に面して避難ビルがあることが望ましい。</p> <p>(カ) 津波の河川遡上を想定し、河川沿いの道路でないことが望ましい。</p> <p>ただし、久根別川、新川沿いについては、地形的に避難路の対象外とすることが出来ないため、注意喚起をしたうえで避難路とする。</p> <p><u>※ 一本木②への避難路である新川沿いの経路については、道路工事実施期間中は通行禁止となる。</u></p> <p>イ 避難経路は、自主防災組織及び地区住民等において、次のような考えに基づき設定し、<u>地区防災計画（津波編）</u>に整理しておく。</p> <p>(ア) 周辺に山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないことが望ましい。</p> <p>(イ) 最短時間で避難路又は避難目標地点に到着できることが望ましい。</p> <p>(ウ) 複数の迂回路が確保されていることが望ましい。</p> <p>(エ) 海岸沿いや河川沿いの道路は、原則として選定しないことが望ましい。</p> <p>ウ 避難経路等の踏切対策</p> <p>津波災害時における迅速な避難には、避難路上の踏切対策が重要である。</p> <p>市は、道南いさりび鉄道株式会社と<u>覚書を締結</u>し、平常時の情報共有や災害時の連絡体制を確立している。</p> <p>避難路上の踏切情報について、避難者への確に伝わるよう防災行政無線、<u>防災ラジオ、ホームページ</u>などの他にも情報伝達手段の多様化に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>新川沿いの状況を追記</p> <p>表現の適正化</p>

現 行					修 正 (令和8年6月)					備考	
(3) 各地区における避難先及び避難路 ア 浜分地区					(3) 各地区における避難先及び避難路 ア 浜分地区					人口等の経年 変化分を修正 現状を踏まえた表現の適正化	
町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	パター ン区分	避難先	町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	パター ン区分	避難先		
七重浜1丁目	<u>566 (361)</u>	<u>111</u>	C	函館水産高校 (1,400) 七重浜住民センター (335)	七重浜1丁目	<u>538 (358)</u>	<u>75</u>	C	函館水産高校 (1,400) 七重浜住民センター (335)		
七重浜2丁目	<u>2,055 (1,162)</u>	<u>501</u>	C	函館水産高校 (1,400) 七重浜住民センター (335)	七重浜2丁目	<u>1,997 (1,166)</u>	<u>349</u>	C	函館水産高校 (1,400) 七重浜住民センター (335)		
七重浜3丁目	<u>1,115 (557)</u>	<u>226</u>	B	西桔梗公園 (キリンズマンション (100))	七重浜3丁目	<u>1,068 (551)</u>	<u>174</u>	B	西桔梗公園 地域 (キリンズマンション (100))		
七重浜4丁目	<u>2,042 (1,050)</u>	<u>427</u>	A	西桔梗公園	七重浜4丁目	<u>1,941 (1,054)</u>	<u>406</u>	A	西桔梗公園 地域		
七重浜5丁目	<u>511 (255)</u>	<u>89</u>	A	西桔梗公園、西桔梗野球場東側 地区	七重浜5丁目	<u>498 (268)</u>	<u>74</u>	A	西桔梗公園 地域 、西桔梗野球場東側 地域		
七重浜6丁目	<u>316 (162)</u>	<u>64</u>	C	市立浜分中学校 (1,500) (西桔梗公園、西桔梗野球場東側 地区)	七重浜6丁目	<u>293 (153)</u>	<u>56</u>	C	市立浜分中学校 (1,500) (西桔梗公園 地域 、西桔梗野球場東側 地域)		
七重浜7丁目	<u>723 (424)</u>	<u>163</u>	C	七重浜住民センター (335) 市立浜分中学校 (1,500)	七重浜7丁目	<u>683 (413)</u>	<u>126</u>	C	七重浜住民センター (335) 市立浜分中学校 (1,500)		
七重浜8丁目	<u>1,408 (753)</u>	<u>217</u>	C	市立浜分中学校 (1,500) 高規格道路 萩野① (500)	七重浜8丁目	<u>1,287 (714)</u>	<u>210</u>	C	市立浜分中学校 (1,500) 高規格道路 萩野① (500)		
追分1丁目	<u>1,004 (454)</u>	<u>108</u>	B	西桔梗野球場東側 地区 、萩野工業団地 (市立浜分中学校 (1,500))	追分1丁目	<u>997 (472)</u>	<u>126</u>	B	西桔梗野球場東側 地域 、萩野工業団地 地域 (市立浜分中学校 (1,500))		
追分2丁目	<u>3,353 (1,305)</u>	<u>295</u>	A	西桔梗野球場東側 地区	追分2丁目	<u>3,365 (1,358)</u>	<u>352</u>	A	西桔梗野球場東側 地域		
追分3丁目	<u>356 (186)</u>	<u>17</u>	C	市立浜分中学校 (1,500) (萩野工業団地)	追分3丁目	<u>362 (216)</u>	<u>26</u>	C	市立浜分中学校 (1,500) (萩野工業団地 地域)		
追分4丁目	<u>1,149 (535)</u>	<u>137</u>	C	高規格道路 萩野① (500) (萩野工業団地)	追分4丁目	<u>1,097 (530)</u>	<u>113</u>	C	高規格道路 萩野① (500) (萩野工業団地 地域)		
追分5丁目	<u>86 (51)</u>	<u>16</u>	A	萩野工業団地	追分5丁目	<u>86 (58)</u>	<u>5</u>	A	萩野工業団地 地域		
追分6丁目	<u>17 (8)</u>	<u>2</u>	A	萩野工業団地、ゆうあい幼稚園	追分6丁目	<u>10 (5)</u>	<u>0</u>	A	萩野工業団地 地域 、ゆうあい幼稚園 地域		
追分7丁目	<u>136 (67)</u>	<u>21</u>	A	萩野工業団地、ゆうあい幼稚園	追分7丁目	<u>123 (68)</u>	<u>28</u>	A	萩野工業団地 地域 、ゆうあい幼稚園 地域		
追分	<u>45 (21)</u>	<u>4</u>	A	萩野工業団地、ゆうあい幼稚園	追分	<u>43 (21)</u>	<u>11</u>	A	萩野工業団地 地域 、ゆうあい幼稚園 地域		
※ 上記避難先は要配慮者（避難行動要支援者）及び避難支援等実施者の避難先である。					※ 上記避難先は要配慮者（避難行動要支援者）及び避難支援等実施者の避難先である。						

現行

修正(令和8年6月)

備考

【浜分地区】

【浜分地区】



避難路の一部を見直し

津波避難ビル		
番号	名称	収容可能人員(人)
①	七重浜住民センター	335
②	函館水産高校(校舎)	1,400
③	第3キリンズマンション	100
④	道営住宅七重浜団地	104
⑫	市立浜分中学校	1,500

函館江差自動車道の高台		
番号	名称	収容可能人員(人)
1	高規格道路 萩野①	500
2	高規格道路 萩野②	500



津波避難ビル		
番号	名称	収容可能人員(人)
①	七重浜住民センター	335
②	函館水産高校(校舎)	1,400
③	第3キリンズマンション	100
④	道営住宅七重浜団地	104
⑫	市立浜分中学校	1,500

函館江差自動車道の高台		
番号	名称	収容可能人員(人)
1	高規格道路 萩野①	500
2	高規格道路 萩野②	500

現 行					修 正 (令和8年6月)					備考
イ 久根別・東浜地区					イ 久根別・東浜地区					
町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	パター ン区分	避難先	町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	パター ン区分	避難先	人口等の経年 変化分を修正 現状を踏まえ た表現の適正 化
東浜1丁目	<u>1,137 (551)</u>	<u>262</u>	C	久根別住民センター (230) 高規格道路 萩野② (500) 北斗市役所 (2,520)	東浜1丁目	<u>1,086 (549)</u>	<u>131</u>	C	久根別住民センター (230) 高規格道路 萩野② (500) 北斗市役所 (2,520)	
東浜2丁目	<u>1,109 (587)</u>	<u>296</u>	C	北斗市役所 (2,520) 高規格道路 一本木② (500)	東浜2丁目	<u>988 (550)</u>	<u>175</u>	C	北斗市役所 (2,520) 高規格道路 一本木② (500)	
久根別1丁目	<u>1,318 (691)</u>	<u>58</u>	C	久根別住民センター (230) 高規格道路 萩野② (500) 一本木① (500)	久根別1丁目	<u>1,257 (679)</u>	<u>200</u>	C	久根別住民センター (230) 高規格道路 萩野② (500) 一本木① (500)	
久根別2丁目	<u>1,279 (644)</u>	<u>340</u>	C	久根別住民センター (230) 高規格道路 一本木② (500)	久根別2丁目	<u>1,183 (628)</u>	<u>235</u>	C	久根別住民センター (230) 高規格道路 一本木② (500)	
久根別3丁目	<u>415 (213)</u>	<u>142</u>	C	高規格道路 一本木② (500) (島川小学校東側地域)	久根別3丁目	<u>393 (216)</u>	<u>42</u>	C	高規格道路 一本木② (500) (島川小学校東側地域)	
久根別4丁目	<u>1,639 (797)</u>	<u>143</u>	C	高規格道路 萩野② (500) 一本木①② (500×2)	久根別4丁目	<u>1,564 (797)</u>	<u>298</u>	C	高規格道路 萩野② (500) 一本木①② (500×2)	
久根別5丁目	<u>826 (371)</u>	<u>214</u>	C	高規格道路 萩野② (500) 高規格道路 一本木① (500) (島川小学校東側地域) ※ 萩野工業団地 (未舗装・川沿い避 難路使用)	久根別5丁目	<u>776 (360)</u>	<u>140</u>	C	高規格道路 萩野② (500) 高規格道路 一本木① (500) (島川小学校東側地域) ※ 萩野工業団地 地域 (未舗装・川沿 い避難路使用)	
一本木	<u>258 (136)</u>	<u>53</u>	A	島川小学校東側地域	一本木	<u>242 (128)</u>	<u>48</u>	A	島川小学校東側地域	
萩野	<u>141 (72)</u>	<u>40</u>	A	萩野工業団地	萩野	<u>128 (71)</u>	<u>30</u>	A	萩野工業団地 地域	
千代田	<u>291 (143)</u>	<u>65</u>	A	千代田会館	千代田	<u>271 (139)</u>	<u>55</u>	A	千代田会館	

※ 上記避難先は要配慮者（避難行動要支援者）及び避難支援等実施者の避難先である。

※ 上記避難先は要配慮者（避難行動要支援者）及び避難支援等実施者の避難先である。

現 行	修 正 (令和8年6月)	備考																																																												
<p>【久根別・東浜地区】</p>  <p>千代田会館(指定緊急避難場所) 萩野小学校(指定緊急避難場所) 農業振興センター(指定緊急避難場所)</p> <p>萩野工業団地 島川小学校東側地域</p> <p>未舗装避難路</p> <p>中野通 一本木 萩野 久根別5丁目 久根別4丁目 追分4丁目 追分3丁目 久根別3丁目 久根別2丁目 久根別1丁目 東浜1丁目 東浜2丁目 東浜3丁目 東浜4丁目 東浜5丁目 東浜6丁目 東浜7丁目 東浜8丁目</p> <p>北斗市</p> <p>津波浸水予測範囲・最大浸水深(m)(基準水位)</p> <ul style="list-style-type: none"> 0m以上～0.3m未満 0.3m以上～0.5m未満 0.5m以上～1.0m未満 1.0m以上～3.0m未満 3.0m以上～4.0m未満 4.0m以上～8.2m未満 <table border="1"> <caption>津波避難ビル</caption> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>収容可能人員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤</td> <td>市営住宅久根別団地</td> <td>432</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>久根別住民センター</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>市営住宅中野通団地</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>北斗市役所</td> <td>2,520</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>函館江差自動車道の高台</caption> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>収容可能人員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>高規格道路 萩野①</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>高規格道路 萩野②</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高規格道路 一本木①</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>高規格道路 一本木②</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例(既設避難施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 津波避難ビル ① 高規格道路高台 ● 避難目標地点(代表的な地点・地域) → 避難目標地点までの避難路 → 避難目標地点からの避難路 最大規模時の避難対象地域 5m以下の避難対象地域 津波警報時の避難対象地域 	番号	名称	収容可能人員(人)	⑤	市営住宅久根別団地	432	⑥	久根別住民センター	230	⑦	市営住宅中野通団地	680	⑧	北斗市役所	2,520	番号	名称	収容可能人員(人)	1	高規格道路 萩野①	500	2	高規格道路 萩野②	500	3	高規格道路 一本木①	500	4	高規格道路 一本木②	500	<p>【久根別・東浜地区】</p>  <p>千代田会館(指定緊急避難場所) 萩野小学校(指定緊急避難場所) 農業振興センター(指定緊急避難場所)</p> <p>萩野工業団地 島川小学校東側地域</p> <p>未舗装避難路</p> <p>中野通 一本木 萩野 久根別5丁目 久根別4丁目 追分4丁目 追分3丁目 久根別3丁目 久根別2丁目 久根別1丁目 東浜1丁目 東浜2丁目 東浜3丁目 東浜4丁目 東浜5丁目 東浜6丁目 東浜7丁目 東浜8丁目</p> <p>北斗市</p> <p>津波浸水予測範囲・最大浸水深(m)(基準水位)</p> <ul style="list-style-type: none"> 0m以上～0.3m未満 0.3m以上～0.5m未満 0.5m以上～1.0m未満 1.0m以上～3.0m未満 3.0m以上～4.0m未満 4.0m以上～8.2m未満 <table border="1"> <caption>津波避難ビル</caption> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>収容可能人員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤</td> <td>市営住宅久根別団地</td> <td>432</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>久根別住民センター</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>市営住宅中野通団地</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>北斗市役所</td> <td>2,520</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>函館江差自動車道の高台</caption> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名称</th> <th>収容可能人員(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>高規格道路 萩野①</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>高規格道路 萩野②</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高規格道路 一本木①</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>高規格道路 一本木②</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例(既設避難施設等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 津波避難ビル ① 高規格道路高台 ● 避難目標地点(代表的な地点・地域) → 避難目標地点までの避難路 → 避難目標地点からの避難路 最大規模時の避難対象地域 5m以下の避難対象地域 津波警報時の避難対象地域 <p>工事期間中は使用不可 久根別5丁目</p>	番号	名称	収容可能人員(人)	⑤	市営住宅久根別団地	432	⑥	久根別住民センター	230	⑦	市営住宅中野通団地	680	⑧	北斗市役所	2,520	番号	名称	収容可能人員(人)	1	高規格道路 萩野①	500	2	高規格道路 萩野②	500	3	高規格道路 一本木①	500	4	高規格道路 一本木②	500	<p>新川沿いの状況を追記</p>
番号	名称	収容可能人員(人)																																																												
⑤	市営住宅久根別団地	432																																																												
⑥	久根別住民センター	230																																																												
⑦	市営住宅中野通団地	680																																																												
⑧	北斗市役所	2,520																																																												
番号	名称	収容可能人員(人)																																																												
1	高規格道路 萩野①	500																																																												
2	高規格道路 萩野②	500																																																												
3	高規格道路 一本木①	500																																																												
4	高規格道路 一本木②	500																																																												
番号	名称	収容可能人員(人)																																																												
⑤	市営住宅久根別団地	432																																																												
⑥	久根別住民センター	230																																																												
⑦	市営住宅中野通団地	680																																																												
⑧	北斗市役所	2,520																																																												
番号	名称	収容可能人員(人)																																																												
1	高規格道路 萩野①	500																																																												
2	高規格道路 萩野②	500																																																												
3	高規格道路 一本木①	500																																																												
4	高規格道路 一本木②	500																																																												

現 行					修 正 (令和8年6月)					備考
ウ 中央～谷好地区					ウ 中央～谷好地区					人口等の経年変化分を修正 現状を踏まえた表現の適正化及び地点修正
町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	パター ン区分	避難先	町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	パター ン区分	避難先	
中央1丁目	<u>189 (99)</u>	<u>27</u>	C	北斗市役所 (2,520) 上磯中学校 (1,900)	中央1丁目	<u>162 (93)</u>	<u>27</u>	C	北斗市役所 (2,520) 上磯中学校 (1,900)	
中央2丁目	<u>334 (176)</u>	<u>71</u>	C	北斗市役所 (2,520) 上磯中学校 (1,900)	中央2丁目	<u>312 (163)</u>	<u>61</u>	C	北斗市役所 (2,520) 上磯中学校 (1,900)	
中央3丁目	<u>218 (120)</u>	<u>56</u>	C	北斗市役所 (2,520) 上磯高校 (760)	中央3丁目	<u>200 (116)</u>	<u>41</u>	C	北斗市役所 (2,520) 上磯高校 (760)	
中野通1丁目	<u>875 (454)</u>	<u>211</u>	C	高規格道路中野通 (500) 上磯中学校 (1,900)	中野通1丁目	<u>857 (465)</u>	<u>141</u>	C	高規格道路中野通 (500) 上磯中学校 (1,900)	
中野通2丁目	<u>712 (295)</u>	<u>84</u>	B	北斗中央インター地域 (上磯中学校 (1,900))	中野通2丁目	<u>696 (291)</u>	<u>65</u>	B	北斗中央インター地域 (上磯中学校 (1,900))	
中野通3丁目	<u>827 (346)</u>	<u>85</u>	B	北斗中央インター地域 (上磯高校 (760))	中野通3丁目	<u>763 (350)</u>	<u>75</u>	B	北斗中央インター地域 (上磯高校 (760))	
中野通	<u>208 (106)</u>	<u>41</u>	A	北斗中央インター地域 (高規格道路中野通 (500))	中野通	<u>184 (94)</u>	<u>30</u>	A	北斗中央インター地域 (高規格道路中野通 (500))	
中野	<u>122 (56)</u>	<u>31</u>	A	沖川小学校	中野	<u>117 (58)</u>	<u>25</u>	A	沖川小学校	
清川	<u>315 (164)</u>	<u>63</u>	A	沖川小学校	清川	<u>287 (161)</u>	<u>71</u>	A	沖川小学校	
飯生1丁目	<u>321 (167)</u>	<u>84</u>	C	上磯高校 (380)	飯生1丁目	<u>275 (146)</u>	<u>67</u>	C	上磯高校 (380)	
飯生2丁目	<u>205 (102)</u>	<u>48</u>	B	高規格道路 添山地域 (道営住宅常盤団地 (231))	飯生2丁目	<u>197 (104)</u>	<u>38</u>	B	高規格道路添山地域・ <u>添山 (500)</u> (道営住宅常盤団地 (231))	
飯生3丁目	<u>138 (84)</u>	<u>39</u>	A	高規格道路 添山地域	飯生3丁目	<u>119 (73)</u>	<u>14</u>	A	高規格道路添山地域・ <u>添山 (500)</u>	
常盤1丁目	<u>768 (364)</u>	<u>127</u>	B	高規格道路 添山地域 (道営住宅常盤団地 (231))	常盤1丁目	<u>724 (366)</u>	<u>135</u>	B	高規格道路添山地域・ <u>添山 (500)</u> (道営住宅常盤団地 (231))	
常盤2丁目	<u>319 (162)</u>	<u>70</u>	B	高規格道路 添山地域 (道営住宅常盤団地 (231))	常盤2丁目	<u>306 (163)</u>	<u>75</u>	B	高規格道路添山地域・ <u>添山 (500)</u> (道営住宅常盤団地 (231))	
常盤3丁目	<u>308 (144)</u>	<u>58</u>	A	高規格道路 添山地域	常盤3丁目	<u>281 (135)</u>	<u>55</u>	A	高規格道路添山地域・ <u>添山 (500)</u>	
公園通1丁目	<u>272 (138)</u>	<u>79</u>	A	高規格道路 添山地域	公園通1丁目	<u>247 (133)</u>	<u>57</u>	A	高規格道路添山地域・ <u>添山 (500)</u>	
大工川1丁目	<u>299 (137)</u>	<u>65</u>	B	高規格道路 添山地域 (上磯高校 (380))	大工川1丁目	<u>279 (141)</u>	<u>62</u>	B	高規格道路添山地域・ <u>添山 (500)</u> (上磯高校 (380))	
大工川2丁目	<u>149 (71)</u>	<u>33</u>	B	高規格道路 添山地域 (上磯高校 (760))	大工川2丁目	<u>132 (67)</u>	<u>32</u>	B	高規格道路添山地域・ <u>添山 (500)</u> (上磯高校 (760))	
大工川	<u>139 (64)</u>	<u>26</u>	A	高規格道路 添山地域	大工川	<u>128 (64)</u>	<u>23</u>	A	高規格道路添山地域・ <u>添山 (500)</u>	
押上1丁目	<u>104 (50)</u>	<u>20</u>	A	高規格道路 添山地域	押上1丁目	<u>102 (54)</u>	<u>21</u>	A	高規格道路添山地域・ <u>添山 (500)</u>	
押上2丁目	<u>207 (90)</u>	<u>39</u>	B	高規格道路 添山地域 (上磯高校 (760))	押上2丁目	<u>216 (96)</u>	<u>37</u>	B	高規格道路添山地域・ <u>添山 (500)</u> (上磯高校 (760))	
押上	<u>79 (37)</u>	<u>17</u>	A	高規格道路 添山地域	押上	<u>83 (41)</u>	<u>23</u>	A	高規格道路添山地域・ <u>添山 (500)</u>	
添山	<u>153 (120)</u>	<u>62</u>	A	添山会館、 <u>添山地区高台</u>	添山	<u>144 (116)</u>	<u>21</u>	A	<u>高規格道路添山地区</u> 、添山会館	
昭和1丁目	<u>73 (45)</u>	<u>38</u>	A	高規格道路 添山地域	昭和1丁目	<u>73 (41)</u>	<u>31</u>	A	高規格道路添山地域・ <u>添山 (500)</u>	
昭和2丁目	<u>247 (127)</u>	<u>53</u>	A	高規格道路 添山地域	昭和2丁目	<u>213 (113)</u>	<u>51</u>	A	高規格道路添山地域・ <u>添山 (500)</u>	
※ 上記避難先は要配慮者（避難行動要支援者）及び避難支援等実施者の避難先である。					※ 上記避難先は要配慮者（避難行動要支援者）及び避難支援等実施者の避難先である。					
※ 中野、清川は、津波浸水想定区域内に一般住宅建築物なし					※ 中野、清川は、津波浸水想定区域内に一般住宅建築物なし					

現 行				
町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	ハターン 区分	避難先
谷好1丁目			A	高規格道路 水無地域
谷好2丁目	<u>707 (321)</u>	<u>120</u>	A	高規格道路 水無地域
谷好3丁目	<u>598 (311)</u>	<u>141</u>	A	高規格道路 水無地域
谷好4丁目	<u>206 (98)</u>	<u>51</u>	A	高規格道路 水無地域
富川1丁目	<u>122 (63)</u>	<u>31</u>	A	高規格道路 富川地域
富川2丁目	<u>368 (217)</u>	<u>128</u>	A	高規格道路 富川地域
富川町			A	高規格道路 富川地域
桜岱	<u>175 (108)</u>	<u>42</u>	A	添山地区高台
水無	<u>44 (27)</u>	<u>9</u>	A	添山地区高台
三好・柳沢	<u>53 (27)</u>	<u>8</u>	A	添山地区高台、函館ベイコースカントリークラブ

修 正 (令和8年6月)				
町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	ハターン 区分	避難先
谷好1丁目			A	高規格道路水無地域・ <u>水無 (500)</u>
谷好2丁目	<u>675 (319)</u>	<u>142</u>	A	高規格道路水無地域・ <u>水無 (500)</u>
谷好3丁目	<u>561 (310)</u>	<u>147</u>	A	高規格道路水無地域・ <u>水無 (500)</u>
谷好4丁目	<u>189 (95)</u>	<u>49</u>	A	高規格道路水無地域・ <u>水無 (500)</u>
富川1丁目	<u>112 (60)</u>	<u>24</u>	A	高規格道路富川地域・ <u>富川 (500)</u>
富川2丁目	<u>337 (197)</u>	<u>74</u>	A	高規格道路富川地域・ <u>富川 (500)</u>
富川町			A	高規格道路富川地域・ <u>富川 (500)</u>
桜岱	<u>160 (108)</u>	<u>37</u>	A	高規格道路添山地域
水無	<u>35 (22)</u>	<u>9</u>	A	高規格道路水無地域
三好・柳沢	<u>47 (24)</u>	<u>9</u>	A	高規格道路富川地域・函館ベイコースカントリークラブ

備考

人口等の経年変化分を修正

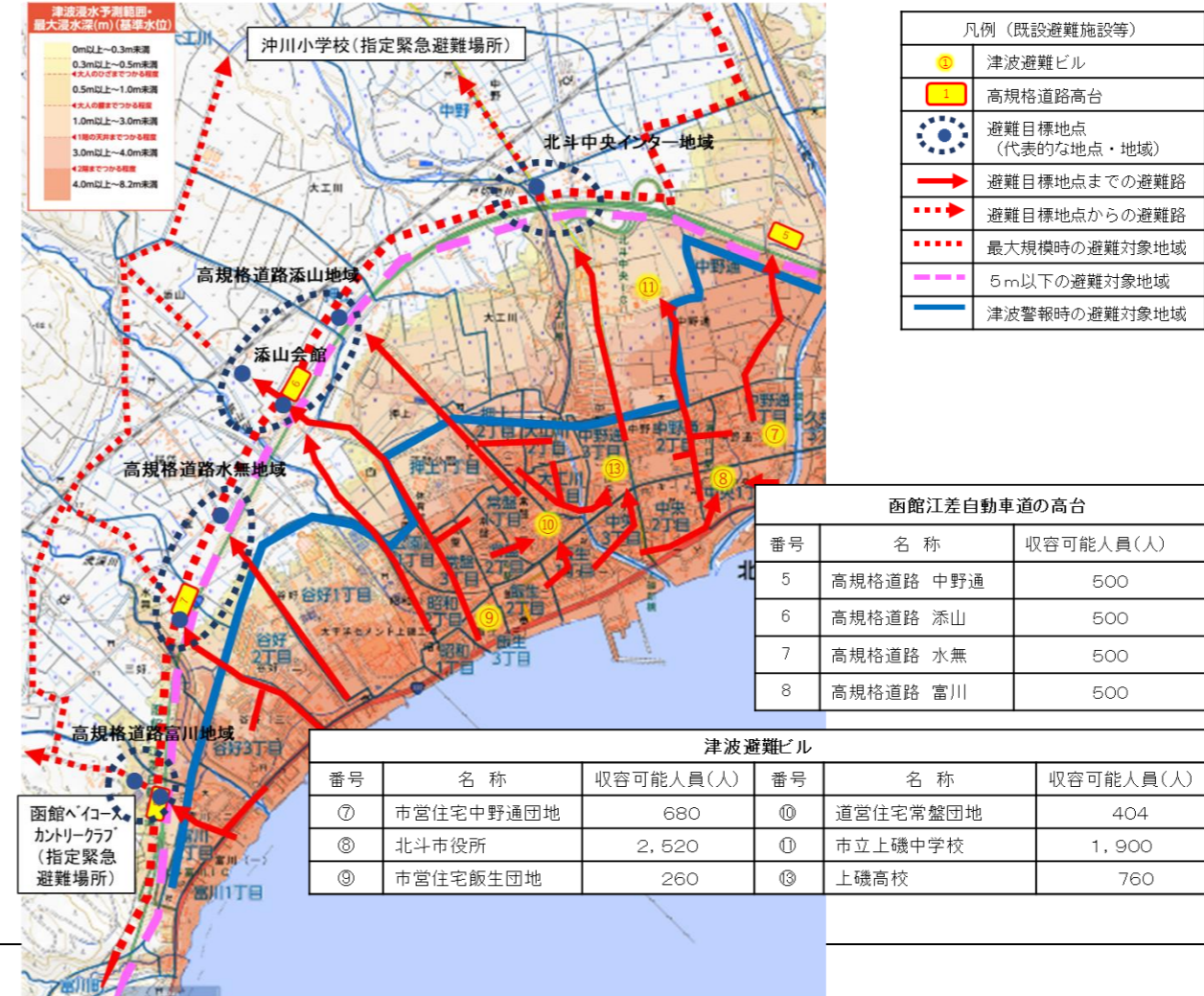
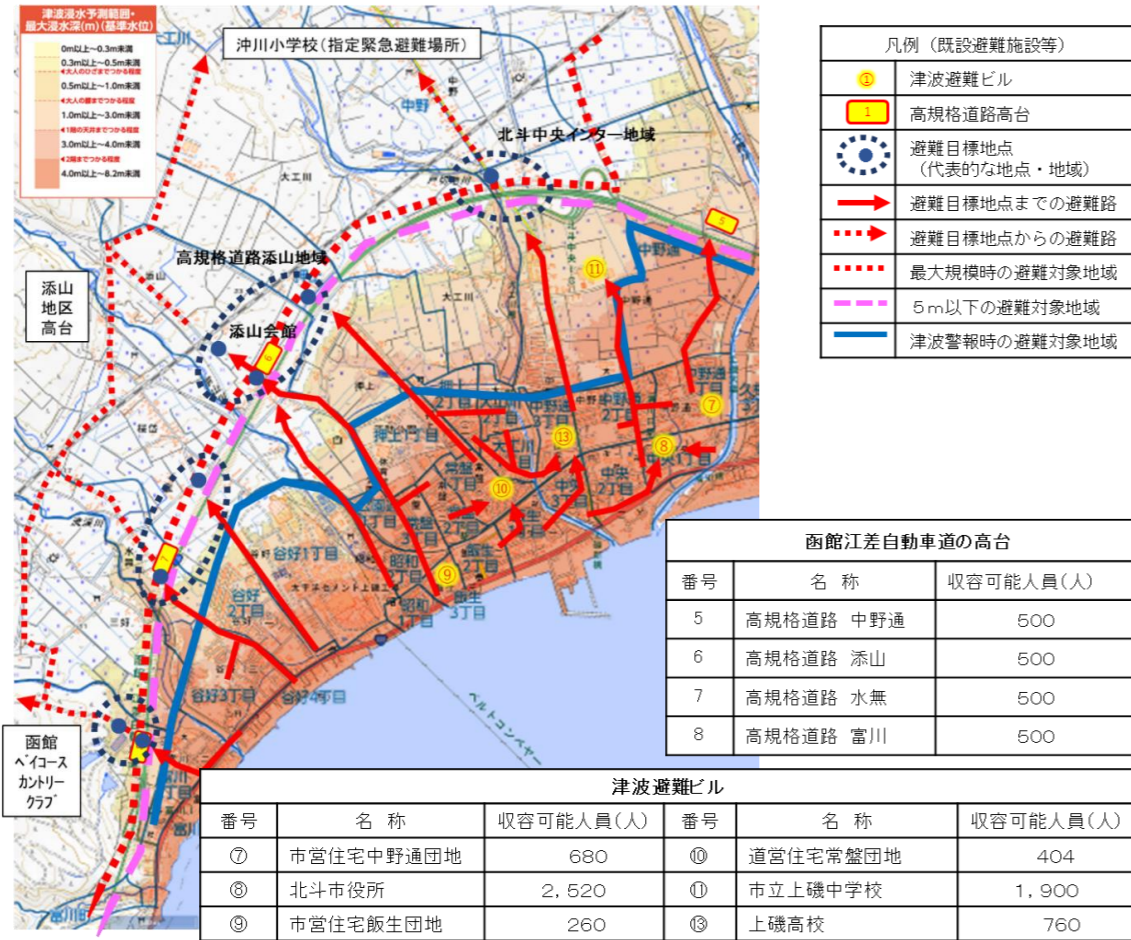
現状を踏まえた表現の適正化及び地点修正

※ 上記避難先は要配慮者（避難行動要支援者）及び避難支援等実施者の避難先である。
 ※ 谷好1丁目、桜岱、柳沢、富川町は、津波浸水想定区域内に一般住宅建築物なし。

※ 上記避難先は要配慮者（避難行動要支援者）及び避難支援等実施者の避難先である。
 ※ 谷好1丁目、桜岱、柳沢、富川町は、津波浸水想定区域内に一般住宅建築物なし。

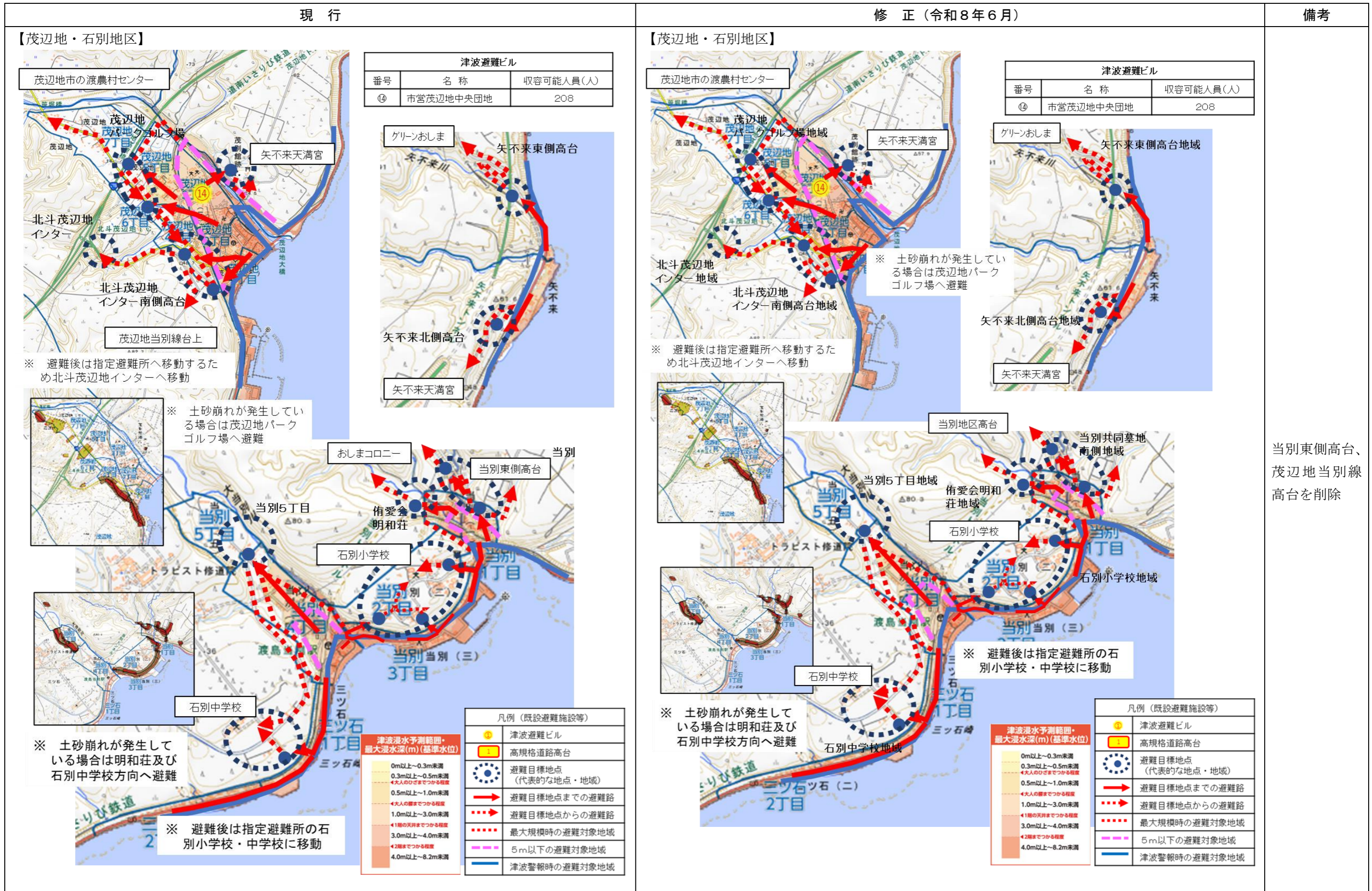
【中央～谷好地区】


【中央～谷好地区】





添山地区高台を削除

現 行					修 正 (令和8年6月)					備 考
エ 茂辺地・石別地区					エ 茂辺地・石別地区					
町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	パター ン区分	避難先	町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	パター ン区分	避難先	人口等の経年 変化分を修正 現状を踏まえ た表現の適正 化及び地点修 正
矢不來	<u>15 (9)</u>	<u>6</u>	A	矢不來北側・東側高台	矢不來	<u>15 (9)</u>	<u>5</u>	A	矢不來北側・東側高台 地域	
館野	<u>5 (4)</u>	<u>1</u>	A	矢不來北側・東側高台	館野	<u>4 (3)</u>	<u>2</u>	A	矢不來北側・東側高台 地域	
茂辺地			A	北斗茂辺地インター南側高台	茂辺地			A	北斗茂辺地インター南側高台 地域	
茂辺地1丁目	<u>157 (102)</u>	<u>67</u>	A	北斗茂辺地インター南側高台	茂辺地1丁目	<u>152 (97)</u>	<u>42</u>	A	北斗茂辺地インター南側高台 地域	
茂辺地2丁目	<u>219 (131)</u>	<u>88</u>	A	北斗茂辺地インター南側高台	茂辺地2丁目	<u>209 (128)</u>	<u>63</u>	A	北斗茂辺地インター南側高台 地域	
茂辺地3丁目	<u>203 (114)</u>	<u>70</u>	A	北斗茂辺地インター南側高台 矢不來天満宮	茂辺地3丁目	<u>193 (110)</u>	<u>50</u>	A	北斗茂辺地インター南側高台 地域 矢不來天満宮	
茂辺地4丁目	<u>81 (54)</u>	<u>23</u>	A	茂辺地パークゴルフ場 北斗茂辺地インター南側高台	茂辺地4丁目	<u>70 (45)</u>	<u>12</u>	A	茂辺地パークゴルフ場 地域 北斗茂辺地インター南側高台 地域	
茂辺地5丁目	<u>137 (88)</u>	<u>57</u>	A	茂辺地パークゴルフ場 北斗茂辺地インター南側高台	茂辺地5丁目	<u>130 (85)</u>	<u>38</u>	A	茂辺地パークゴルフ場 地域 北斗茂辺地インター南側高台 地域	
茂辺地市ノ渡	<u>20 (15)</u>	<u>10</u>	A	北斗茂辺地インター南側高台	茂辺地市ノ渡	<u>19 (14)</u>	<u>6</u>	A	北斗茂辺地インター南側高台 地域	
当別	<u>427 (425)</u>	<u>64</u>	A	<u>おしまコロニー</u>	当別	<u>422 (420)</u>	<u>46</u>	A	<u>当別地区高台</u>	
当別1丁目	<u>80 (51)</u>	<u>31</u>	A	石別小学校、 <u>当別東側高台</u> 侑愛会明和荘	当別1丁目	<u>75 (49)</u>	<u>21</u>	A	石別小学校、 <u>当別共同墓地南側地域</u> 侑愛会明和荘 地域	
当別2丁目	<u>72 (48)</u>	<u>28</u>	A	石別小学校	当別2丁目	<u>69 (47)</u>	<u>15</u>	A	石別小学校	
当別3丁目	<u>59 (35)</u>	<u>21</u>	A	石別小学校	当別3丁目	<u>58 (35)</u>	<u>10</u>	A	石別小学校	
当別4丁目	<u>49 (33)</u>	<u>27</u>	A	石別中学校、当別5丁目	当別4丁目	<u>46 (30)</u>	<u>11</u>	A	石別中学校、当別5丁目 地域	
三ツ石	<u>47 (36)</u>	<u>14</u>	A	石別中学校	三ツ石	<u>46 (35)</u>	<u>11</u>	A	石別中学校	
三ツ石1丁目	<u>36 (20)</u>	<u>9</u>	A	石別中学校	三ツ石1丁目	<u>34 (18)</u>	<u>4</u>	A	石別中学校	
三ツ石2丁目	<u>41 (29)</u>	<u>8</u>	A	石別中学校	三ツ石2丁目	<u>39 (27)</u>	<u>8</u>	A	石別中学校	
※ 上記避難先は要配慮者（避難行動要支援者）及び避難支援等実施者の避難先である。 ※ 館野、茂辺地、茂辺地市ノ渡、当別、三ツ石は、津波浸水想定区域内に一般住宅建築物なし。 ※ 北斗茂辺地インター南側高台は地積が少なく道路上に待機することになることからより高い位置で地積があり、市の車両による移送が容易な北斗茂辺地インターに移動し安全を確保することが望ましい。					※ 上記避難先は要配慮者（避難行動要支援者）及び避難支援等実施者の避難先である。 ※ 館野、茂辺地、茂辺地市ノ渡、当別、三ツ石は、津波浸水想定区域内に一般住宅建築物なし。 ※ 北斗茂辺地インター南側高台は地積が少なく道路上に待機することになることからより高い位置で地積があり、市の車両による移送が容易な北斗茂辺地インターに移動し安全を確保することが望ましい。					




現 行	修 正 (令和8年6月)	備 考
<p>(4) <u>車両</u>避難における避難先及び避難路</p> <p><u>車両</u>による避難は渋滞発生や交通事故等の危険性があるため、必要最小限とすることとしているものの、避難目標地点まで1.000m以上ある地域も多くあり、徒歩で避難対象地域の外まで避難することが困難な要配慮者（避難行動要支援者）も多数存在する。</p> <p>このため、避難対象地域の道路事情、地域の人口（要配慮者数）及び<u>車両数</u>を踏まえ避難路ごとの<u>車両数</u>の許容限界を検討し、<u>車両</u>避難の避難先及び避難路を、地区ごとに示すことにより、要配慮者が<u>車両</u>で避難しても渋滞を回避できるように努める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(4) <u>自動車</u>避難における避難先及び避難路</p> <p><u>自動車</u>による避難は渋滞発生や交通事故等の危険性があるため、必要最小限とすることとしているものの、避難目標地点まで1.000m以上ある地域も多くあり、徒歩で避難対象地域の外まで避難することが困難な要配慮者（避難行動要支援者）も多数存在する。</p> <p>このため、<u>令和7年7月30日に発生したカムチャツカ半島地震に伴う津波警報発表時の渋滞発生状況を踏まえつつ</u>、避難対象地域の道路事情、地域の人口（要配慮者数）及び<u>自動車総数</u>を踏まえ避難路ごとの<u>自動車数</u>の許容限界を検討し、<u>自動車</u>避難の避難先及び避難路を、地区ごとに示すことにより、要配慮者が<u>自動車</u>で避難しても渋滞を回避できるように努める。</p> <p><u>ア カムチャツカ半島地震時の渋滞発生状況とその要因等</u></p>  <p>(ア) <u>国道227～228 (①)</u>：北斗市以外に函館市から多くの自動車が進来するとともに、<u>道道100 (④)</u>や国道227に進来するために、各市道 (⑤⑥等) へ右折する自動車が多かったことから渋滞が発生したと思われる。</p> <p>(イ) <u>道道100～国道227 (②③)</u>：北斗市以外に函館からの自動車が多いことと、<u>道道100 (④)</u>や高規格道路 (北斗追分IC) への進来するための右折車により渋滞が発生したと思われる。(⑤⑥等からの左折による自動車の進来や農業振興センターへの避難のための、右折する自動車が一因となった可能性もある。)</p> <p>(ウ) <u>国道227～道道100 (④)</u>：<u>道道100の渋滞は国道5との交差点まで続いていたことを踏まえると</u>、北斗市以外にも函館市からの車両が多いことと、<u>国道227、国道5号が渋滞していたことから</u>、<u>国道227、国道5号への進来 (左折) しようとしてもできない自動車が多く道路の許容範囲を超えたため</u>、渋滞が発生したものと考えられる。(左折においても、<u>進来先の道路が渋滞していたり、歩行者 (避難者) が多い場合は渋滞が発生</u>)</p>	<p>表現を国・道の表現と整合 車両→自動車</p> <p>カムチャツカ半島地震の渋滞状況を踏まえ修正・追記</p>

現 行	修 正（令和8年6月）	備考
<p>(新設)</p> <p><u>ア 車両避難する場合の基準</u></p> <p>(ア) 避難行動要支援者で、徒歩による避難が困難であり、避難支援等実施者が<u>車両</u>で同行避難することが必要な場合</p> <p>(イ) 家族等に高齢者・乳幼児等の要配慮者がおり、避難先となる避難目標地点（避難対象地域の外）、高規格道路高台及び津波避難ビルまでの避難距離が500m以上で徒歩での避難が困難な場合</p> <p>(ウ) その他、家族等に高齢者・乳幼児等の要配慮者がおり、外出先・勤務先から自宅（実家）に戻って家族とともに避難する必要がある場合</p> <p><u>イ 車両避難する際の留意事項</u></p> <p>(ア) <u>車両</u>数を抑制するため、近所で協力し要配慮者の同乗者を努めて多くする。</p> <p>(イ) 努めて、市が示す避難路を通り、大野地区等の遠方にある<u>指定避難所、車中泊避難所等</u>を目標とする。（近傍の地域を目標とすると渋滞発生の危険性が高くなる。）</p> <p>(ウ) 歩行者の安全確保や事故防止を考慮し速度を20～30km程度に抑える。</p>	<p><u>(エ) 国道227に侵入（左折）する市道（⑤⑥）：地域住民の自動車の他に、函館市から避難した自動車の影響もあり、渋滞が発生したと考えられる。国道227への進入は左折になるものの、国道227が渋滞して（国道227は、赤実線より北側も渋滞したと考える。）左折できなかったことや、一車線道路であることから、直進する車両も滞留したためだと思われる。</u></p> <p><u>(オ) 道道96（上磯峠下線⑦）：大野地区に移動するための主要な幹線道路であり、陸橋もあっていさりび鉄道の影響も受けないことから、多くの自動車避難者が集中するとともに、高規格道路（北斗中央IC）への右折による進入車両や、指定緊急避難場所となっている野崎公園（陣屋跡）への進入（左折による進入であるが早い段階で駐車場がいっぱいになったという情報あり）が影響しているものと考えられる。</u></p> <p><u>(カ) 上磯小学校前から道道96に進入する市道（⑧）：道道96に右折により進入しようとする車両が多いことと、一車線で右折用のレーンがないことから渋滞が発生していたと考えられる。</u></p> <p><u>(キ) その他（⑨⑩）：⑨⑩については、いさりび鉄道により制限を受ける地域であるとともに、大野地区への避難経路に接続していることが混雑した原因と思われる。</u></p> <p><u>イ 自動車避難する場合の基準</u></p> <p>(ア) 避難行動要支援者で、徒歩による避難が困難であり、避難支援等実施者が<u>自動車に同乗して</u>避難することが必要な場合（<u>個別避難計画、地区防災計画（津波編）で整理されている者等</u>）</p> <p>(イ) 家族等に高齢者・乳幼児等の要配慮者がおり、避難先となる避難目標地点（避難対象地域の外）、高規格道路高台及び津波避難ビルまでの避難距離が500m以上で徒歩での避難が困難な場合（<u>国の示す市町村における津波避難計画策定指針では「（要配慮者の）避難できる限界の距離は最長でも500m程度を目安とする。」を考慮</u>）</p> <p>(ウ) その他、家族等に高齢者・乳幼児等の要配慮者がおり、外出先・勤務先から自宅（実家）に戻って家族とともに避難する必要がある場合（<u>避難開始が遅れる場合</u>）</p> <p><u>ウ 自動車避難する際の留意事項</u></p> <p>(ア) <u>自動車</u>数を抑制するため、近所で協力し<u>要配慮者を含めた</u>同乗者を努めて多くする。<u>特に、渋滞が発生しやすい地域、要配慮者の割合の多い地域については、2名以上の要配慮者を同乗するように努める。また、500m以内に津波避難ビル等がある地域については、努めて津波避難ビル等へ避難するものとする。（久根別住民センターは収容人員数が少ないことを考慮し、努めて高規格道路高台等へ避難）</u></p> <p>(イ) 努めて、市が示す避難路を通り、大野地区等の遠方を目標とする。（<u>自動車避難においては、近傍の地域を目標とすると渋滞発生の危険性が高くなるため、とにかく安全を確保するため、指定緊急避難場所や指定避難所にこだわらず、一時的に標高の高い地域に避難し、その後、避難所の開設情報等に基づき、開設された指定避難所等に移動するものとする。</u>）</p> <p>(ウ) 歩行者の安全確保や事故防止を考慮し速度を20～30km程度に抑える。</p>	<p>カムチャツカ半島地震の渋滞状況を踏まえ修正・追記</p>

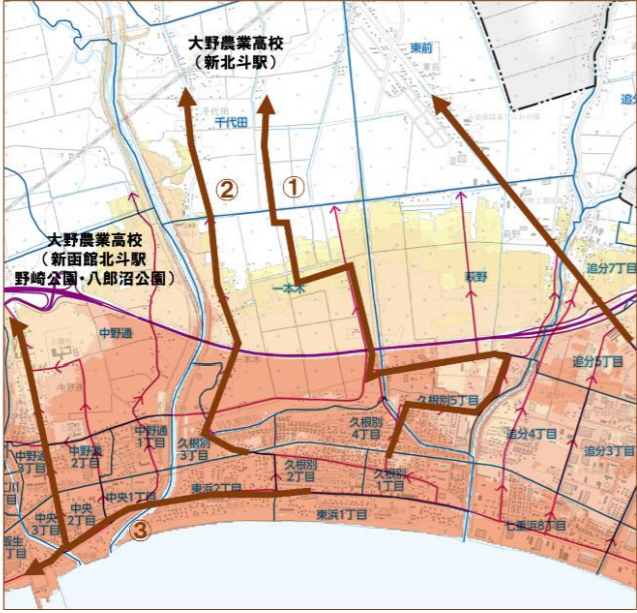
現 行	修 正 (令和8年6月)	備 考
<p>(新設)</p> <p><u>(エ)</u> いさりび鉄道の状況により踏切通過ができない可能性があることから、防災ラジオ（FMいるか）等により継続的に情報を入手して避難路を選定するとともに、いさりび鉄道の状況を把握できた場合は、速やかにSNS等により情報を発信する。（渋滞の発生、交通事故等についても同様の処置を講ずる。）</p> <p><u>ウ</u> 渋滞発生回避のための処置</p> <p>(ア) 市は、いさりび鉄道の状況、渋滞発生、交通事故等の情報を入手するとともに、防災行政無線、防災ラジオ等を活用して情報を発信する。</p> <p>(イ) <u>車両</u>避難の主体となる道路の信号機が停電時においても機能するように、速やかに発電機の設置や誘導員の配備を北海道警察に要望する。</p> <p>【機能維持を優先すべき信号】</p>  <p>凡例 ● 機能維持を優先すべき信号</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(エ)</u> 大野地区等への主要な幹線道路（国道227、道道756（大野上磯線）、道道96（上磯峠下線））への進入は、信号のある交差点を左折して進入するものとする。また、主要な幹線道路への進入後は直進して大野地区等まで移動するものとし、右折は行わないものとする。（高規格道路への右折による進入はしない。）</p> <p><u>(オ)</u> 避難対象地域の外までの距離が近い（概ね1,000m以内）地区（Aに指定されている地区）については、避難行動要支援者の避難以外は徒歩により避難しすることにより、自動車の使用を努めて抑制するものとする。</p> <p><u>(カ)</u> いさりび鉄道の状況により踏切通過ができない可能性があることから、防災ラジオ（FMいるか）等により継続的に情報を入手して避難路を選定するとともに、いさりび鉄道の状況を把握できた場合は、速やかにSNS等により情報を発信する。（渋滞の発生、交通事故等についても同様の処置を講ずる。）</p> <p><u>踏切を使用できない場合の対処は、浜分地区、久根別地区については、国道228を使用し、中央～谷好地区の経路を使用（同地区内の迂回は渋滞を助長する可能性が高い。）し避難する。中央地区については、陸橋、アンダーパスを使用し、飯生～谷好地区については、地区内の他の踏切へ迂回若しくは踏切を通らないクリーンおしまに避難するものとする。（クリーンおしまが混雑しないように、努めて函館ベイコーストカントリークラブの北側から添山方向に移動する。）</u></p> <p><u>エ</u> 渋滞発生回避のための処置</p> <p>(ア) 市は、いさりび鉄道の状況、渋滞発生、交通事故等の情報を入手するとともに、防災行政無線、防災ラジオ等を活用して情報を発信する。</p> <p>(イ) <u>自動車</u>避難の主体となる道路の信号機が停電時においても機能するように、速やかに発電機の設置や誘導員の配備を北海道警察に要望する。</p> <p>【機能維持を優先すべき信号】</p>  <p>凡例 ● 停電でも機能維持する信号 ● 機能維持を優先すべき信号</p> <p><u>(ウ)</u> カムチャツカ半島地震の時（津波警報発表時）の渋滞発生を踏まえた右折制限交差点を示す（カムチャツカ半島地震時の渋滞発生状況を参照）とともに、函館建設管理部に対して、高規格道路への右折が渋滞になる一因であることを連絡し、高規格道路への右折による進入抑制に関する呼びかけを要望する。</p>	<p>カムチャツカ半島地震の渋滞状況を踏まえ修正・追記</p> <p>表現の適正化</p>

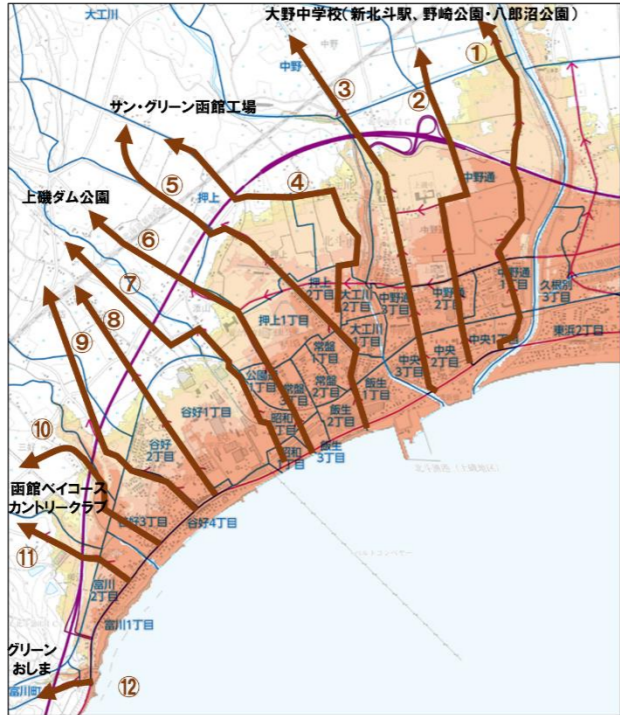

現 行	修 正（令和8年6月）	備 考
<p>オ 各地区の特性に応じた車両の避難経路及び避難目標 (新設)</p>	<p>オ 各地区の特性に応じた車両の避難経路及び避難目標等 <u>(ア) 地域区分を細分化する。また、細分化したそれぞれの地区における、自動車避難に使用できる避難路等を示すとともに、自動車避難抑制率^{※1}と要配慮者同乗必要数^{※2}を数値であらわし、地域の特性と留意すべき事項を明らかにする。</u></p> <p><u>※1 自動車避難抑制率</u>：<u>渋滞を発生させないために地域に所在する自動車をどの程度抑制しなければならないかをあらわすもので、許容限界数^{※3}×100÷地域における自動車総数により数値化</u></p> <p>○ <u>30%以下</u>：<u>極めて渋滞が発生しやすい地域</u> <u>渋滞を回避するための留意事項について、地区防災計画（津波編）を作成・周知することにより地域として順守するとともに、健常者（要配慮者を自動車に同乗させる場合を除く。）については、確実に徒歩により避難すること、要配慮者についても、可能ならば津波避難ビル等に徒歩で避難することが必要な地域</u></p> <p>○ <u>30～50%</u>：<u>渋滞が発生しやすい地域</u> <u>渋滞を回避するための留意事項を守るとともに、健常者（要配慮者を自動車に同乗させる場合を除く。）については、確実に徒歩により避難することが必要な地域</u></p> <p>○ <u>50～100%</u>：<u>渋滞の発生が危惧される地域</u> <u>渋滞を回避するための留意事項を守りつつ、自動車避難を活用できる地域</u></p> <p>○ <u>100%以上</u>：<u>渋滞発生のおそれが少ない地域</u> <u>渋滞を回避するための留意事項を守りつつ、自動車避難を積極的に活用できる地域</u></p> <p><u>※2 要配慮者同乗必要数</u>：<u>地域の要配慮者をすべて自動車避難に同乗させるとしたら、何人同乗させることが必要かをあらわすもので、避難に使用できる車両数の1/4（東日本大震災時に要配慮者を同乗させて避難した割合）÷地域に所在する要配慮者数により数値化</u></p> <p>○ <u>4名以上</u>：<u>同乗が必要な要配慮者が極めて多い地域</u> <u>避難に使用できる自動車に対し、要配慮者の人数が極めて多い地域であり、個別避難計画・地区防災計画（津波編）を整備し、地区全体として要配慮者の避難について検討することが必要な地域</u></p> <p>○ <u>2～4名</u>：<u>同乗が必要な要配慮者が多い地域</u> <u>避難に使用できる自動車に対し、要配慮者の人数が多い地域であり、努めて個別避難計画・地区防災計画（津波編）を整備し、要配慮者の避難について検討することが必要な地域</u></p> <p>○ <u>2名以下</u>：<u>同乗が必要な要配慮者が一般的な地域</u> <u>避難に使用できる自動車に対し、要配慮者の人数が一般的な地域であり、個別避難計画・地区防災計画（津波編）を整備することが望ましく、共助による助け合いを助長することで対応できる地域</u></p>	<p>カムチャツカ半島地震の渋滞状況を踏まえ修正・追記</p>

現 行	修 正 (令和8年6月)	備 考
<p>(新設)</p>	<p>※3 許容限界数：地域で使用できる避難路の数や幅員等を踏まえ、それ以上の自動車が使用されると渋滞が発生すると思われる数で、以下の要領で算出した。</p> <p>高速道路の渋滞発生条件は、時速が40Km以下、1Kmに25台以上が走っている。1時間に約2000台以上の車が走っている。車間距離が40m以下とされている。</p> <p>これに対して、一般道路では一般に10Km以下とされている。</p> <p>高速道路の条件を津波避難時の一般道路に適用するには無理があるが、一つの目安として、高速が40Km以下で一般道路が10Km以下(1/4)とされていることから、1時間に約500台(高速道路約2000台の1/4)までを許容限界として設定した。</p> <p>このため、1路線の限界量として500台/1時間(高速道路の1/4)を目安とし、道路種別毎のでは、一般的なシミュレーションで用いる国道100、道道90、その他道路62.5を考慮し、津波避難の間(60分)に1路線で通過できる自動車数を国道：500 道道(準ずる市道)：450 その他：310以下としている。</p> <p>ただし、目標までの距離が短い道路(2km以内)については、渋滞する可能性が高まることから、過去の自動車避難に関するシミュレーション(亘理町)における渋滞発生の設定値である1kmあたり150以下を参考とした。</p> <p style="text-align: center;">各地区の特性に応じた自動車避難経路、避難目標(浜分地区～谷好地区)及び自動車避難抑制率、要配慮者同乗必要数</p>  <p>石別 ※1:100%以上 ※2:2名以下 茂辺地 ※1:100%以上 ※2:2名以下 凡例 ※1:自動車避難抑制率 ※2:要配慮者同乗必要数</p> <p>※ 高規格道路以北については、居住者が少なく津波浸水想定地域の外までの距離が短いことから検討対象外とした。</p>	<p>カムチャツカ半島地震の渋滞状況を踏まえ修正・追記</p>





現 行	修 正 (令和8年6月)	備 考																																																						
<p>(ア) 浜分地区</p> <p>人口及び車両数が多いとともに、<u>国道227が避難方向を横断するように走っており渋滞する危険性が高い。このため、避難行動要支援者の七重浜住民センター等への避難を優先するとともに、努めて、国道227を避けて避難することが望ましい。(函館方面から国道227を使用して避難する車両もあることを想定)</u></p>  <table border="1" data-bbox="1020 457 1273 777"> <thead> <tr> <th>町 名</th> <th>避難経路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>七重浜1丁目</td><td>③</td></tr> <tr><td>七重浜2丁目</td><td>②</td></tr> <tr><td>七重浜3丁目</td><td>③</td></tr> <tr><td>七重浜4丁目</td><td>②③</td></tr> <tr><td>七重浜5丁目</td><td>④</td></tr> <tr><td>七重浜6丁目</td><td>③</td></tr> <tr><td>七重浜7丁目</td><td>⑧～⑦</td></tr> <tr><td>七重浜8丁目</td><td>⑧～⑦ ⑨～①</td></tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p>	町 名	避難経路	七重浜1丁目	③	七重浜2丁目	②	七重浜3丁目	③	七重浜4丁目	②③	七重浜5丁目	④	七重浜6丁目	③	七重浜7丁目	⑧～⑦	七重浜8丁目	⑧～⑦ ⑨～①	<p>(イ) 浜分地区</p> <p>人口及び自動車数が多いとともに、<u>函館方面から避難する自動車が多数進入してくることから、渋滞する危険性が極めて高い地域である。</u></p>  <table border="1" data-bbox="2303 344 2585 680"> <thead> <tr> <th>町 名</th> <th>避難経路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>七重浜1丁目</td><td>③</td></tr> <tr><td>七重浜2丁目</td><td>①・②</td></tr> <tr><td>七重浜3丁目</td><td>①・②</td></tr> <tr><td>七重浜4丁目</td><td>②</td></tr> <tr><td>七重浜5丁目</td><td>④</td></tr> <tr><td>七重浜6丁目</td><td>①</td></tr> <tr><td>七重浜7丁目</td><td>③</td></tr> <tr><td>七重浜8丁目</td><td>⑦</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="2303 701 2585 1058"> <thead> <tr> <th>町 名</th> <th>避難経路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>追分1丁目</td><td>⑦</td></tr> <tr><td>追分2丁目</td><td>④・⑤</td></tr> <tr><td>追分3丁目</td><td>⑦</td></tr> <tr><td>追分4丁目</td><td>⑧→①・⑨</td></tr> <tr><td>追分5丁目</td><td>⑧→①・⑨</td></tr> <tr><td>追分6丁目</td><td>⑦</td></tr> <tr><td>追分7丁目</td><td>⑨</td></tr> <tr><td>追分</td><td>⑦</td></tr> </tbody> </table> <p>① 七重浜1～4、6・7丁目 (自動車避難抑制率：26.4%、要配慮者同乗必要数：2.4人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車避難抑制率が30%以下であり、極めて渋滞が発生しやすい地域 特に国道228、道道100は函館市からの進入も想定されることから、渋滞を回避するため、努めて早期(渋滞発生前)に避難を開始することが必要である。 要配慮者同乗必要数が2～4名であり、同乗が必要な要配慮者が多い地域 七重浜1・2丁目の要配慮者等については、津波避難ビル(七重浜住民センター、函館水産高校)を活用するとともに、健常者、特に七重浜3・4丁目については、自動車を使用することなく西桔梗公園等に徒歩避難することによって渋滞を回避できる可能性が高まる。 	町 名	避難経路	七重浜1丁目	③	七重浜2丁目	①・②	七重浜3丁目	①・②	七重浜4丁目	②	七重浜5丁目	④	七重浜6丁目	①	七重浜7丁目	③	七重浜8丁目	⑦	町 名	避難経路	追分1丁目	⑦	追分2丁目	④・⑤	追分3丁目	⑦	追分4丁目	⑧→①・⑨	追分5丁目	⑧→①・⑨	追分6丁目	⑦	追分7丁目	⑨	追分	⑦	<p>カムチャツカ半島地震の渋滞状況を踏まえ修正・追記</p>
町 名	避難経路																																																							
七重浜1丁目	③																																																							
七重浜2丁目	②																																																							
七重浜3丁目	③																																																							
七重浜4丁目	②③																																																							
七重浜5丁目	④																																																							
七重浜6丁目	③																																																							
七重浜7丁目	⑧～⑦																																																							
七重浜8丁目	⑧～⑦ ⑨～①																																																							
町 名	避難経路																																																							
七重浜1丁目	③																																																							
七重浜2丁目	①・②																																																							
七重浜3丁目	①・②																																																							
七重浜4丁目	②																																																							
七重浜5丁目	④																																																							
七重浜6丁目	①																																																							
七重浜7丁目	③																																																							
七重浜8丁目	⑦																																																							
町 名	避難経路																																																							
追分1丁目	⑦																																																							
追分2丁目	④・⑤																																																							
追分3丁目	⑦																																																							
追分4丁目	⑧→①・⑨																																																							
追分5丁目	⑧→①・⑨																																																							
追分6丁目	⑦																																																							
追分7丁目	⑨																																																							
追分	⑦																																																							

現 行	修 正（令和8年6月）	備 考
(新設)	<p>② 七重浜5丁目、追分2・6丁目 <u>(自動車避難抑制率：45.6%、要配慮者同乗必要数：2.2人)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自動車避難抑制率が30～50%であり、渋滞が発生しやすい地域</u> <u>特に避難方向が函館市～七飯町になることや、道路が狭くなっていることを踏まえて、渋滞が発生した場合は、柔軟に徒歩避難に切り替えて西桔梗方向の津波浸水想定区域の外側に避難することが必要である。</u> ・ <u>要配慮者同乗必要数が2～4名であり、同乗が必要な要配慮者が多い地域</u> ・ <u>浜分地区全体の渋滞を回避するため、国道228を使用した自動車避難は行わないようにしなければならない。ただし、追分6丁目は左折して国道228に進入して南進し⑥に左折して進入するものとする。また、健常者、特に追分6丁目については、自動車を使用することなく萩野工業団地等に徒歩避難することによって渋滞を回避できる可能性が高まる。</u> <p>③ 七重浜8丁目、追分1・3～5丁目 <u>(自動車避難抑制率：29.6%、要配慮者同乗必要数：3.1人)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自動車避難抑制率が30%以下であり、極めて渋滞が発生しやすい地域</u> <u>特に、国道228に進入する際に渋滞が発生する確率が高いことを認識し、努めて早期(渋滞発生前(30分以内))に避難を開始することが必要である。</u> ・ <u>要配慮者同乗必要数が2～4名であり、同乗が必要な要配慮者が多い地域</u> ・ <u>避難経路⑦を使用する場合は、国道228に進入することなく、直進して久根別川沿いに避難することにより、国道228の渋滞回避に貢献することができる。</u> ・ <u>追分1丁目の要配慮者等については、津波避難ビル(浜分中学校)を活用するとともに、健常者、特に追分5丁目については、自動車を使用することなく萩野工業団地等に徒歩避難することによって渋滞を回避できる可能性が高まる。</u> <p>④ 町内会別の推奨する避難経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>七重浜第1町会：③</u> ・ <u>七重浜第2区町会：②</u> ・ <u>七重浜第3町会：②・③</u> ・ <u>七重浜桜ヶ丘町会：①・②</u> ・ <u>七重浜3丁目町会：②</u> ・ <u>七重浜4丁目町会：②</u> ・ <u>西部七重浜町会：①・③・④</u> ・ <u>七重浜7丁目町会：③</u> ・ <u>七重浜おおぞら町会：⑧・⑨</u> ・ <u>七重浜8丁目町会：⑦～⑨</u> ・ <u>東部追分町会：①・⑤・⑥</u> ・ <u>追分4丁目町会：⑦～⑨</u> ・ <u>西部追分自治会：⑥・⑨</u> 	カムチャツカ半島地震の渋滞状況を踏まえ修正・追記

現 行	修 正 (令和8年6月)	備 考																																
<p><u>(イ) 久根別・東浜地区</u></p> <p>人口及び車両数が多いとともに、いさりび鉄道及び旧久根別川によって避難路が限定されていることから、渋滞する危険性が極めて高い。<u>このため、避難行動要支援者の久根別住民センターへの避難を優先するとともに、いさりび鉄道以南地域については、踏切通過を避け、比較的渋滞が発生の危険性が少ない中央～谷好地区を経由して安全な地域に避難することが求められる。また、国道227進入に伴う渋滞の回避も必要である。</u></p>  <table border="1" data-bbox="943 504 1291 808"> <thead> <tr> <th>町 名</th> <th>避難経路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東浜1丁目</td> <td>③～中央③⑤</td> </tr> <tr> <td>東浜2丁目</td> <td>③～中央③⑤</td> </tr> <tr> <td>久根別1丁目</td> <td>③～中央③⑤</td> </tr> <tr> <td>久根別2丁目</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>久根別3丁目</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>久根別4丁目</td> <td>①又は②</td> </tr> <tr> <td>久根別5丁目</td> <td>①</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設)</p>	町 名	避難経路	東浜1丁目	③～中央③⑤	東浜2丁目	③～中央③⑤	久根別1丁目	③～中央③⑤	久根別2丁目	②	久根別3丁目	②	久根別4丁目	①又は②	久根別5丁目	①	<p><u>(ウ) 久根別・東浜地区</u></p> <p>人口及び自動車数が多いとともに、いさりび鉄道及び旧久根別川によって避難路が限定されていることから、渋滞する危険性が極めて高い。</p>  <table border="1" data-bbox="2202 478 2576 808"> <thead> <tr> <th>町 名</th> <th>避難経路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久根別1丁目</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>久根別2丁目</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>久根別3丁目</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>久根別4丁目</td> <td>①・②</td> </tr> <tr> <td>久根別5丁目</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>東浜1丁目</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>東浜2丁目</td> <td>③</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>① 久根別1～5丁目 (自動車避難抑制率：27.4%、要配慮者同乗必要数：4.6人) (高規格道路以南の一本木・萩野を含む。)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車避難抑制率が30%以下であり、極めて渋滞が発生しやすい地域 特にいさりび鉄道の踏切 (2箇所)、旧久根別川・新川の橋梁 (2箇所) で車両の渋滞が予想されるとともに、久根別3・4丁目からの①の市道、②道道756 (大野上磯線) への進入が信号のない交差点となるため、譲り合いによる渋滞防止措置が必要である。 要配慮者同乗必要数が4名以上であり、同乗が必要な要配慮者が極めて多い地域 久根別1・2丁目の要配慮者等については、津波避難ビル (久根別住民センター) を活用するとともに、健常者、特にいさりび鉄道以北については、自動車を使用することなく高規格道路高台等に徒歩避難することによって渋滞を回避できる可能性が高まる。 <p>※ 久根別住民センターは最大収容人員が230人であり、十分な収容能力がないことを前提に行動することが必要</p>	町 名	避難経路	久根別1丁目	①	久根別2丁目	②	久根別3丁目	②	久根別4丁目	①・②	久根別5丁目	①	東浜1丁目	③	東浜2丁目	③	<p>カムチャツカ半島地震の渋滞状況を踏まえ修正・追記</p>
町 名	避難経路																																	
東浜1丁目	③～中央③⑤																																	
東浜2丁目	③～中央③⑤																																	
久根別1丁目	③～中央③⑤																																	
久根別2丁目	②																																	
久根別3丁目	②																																	
久根別4丁目	①又は②																																	
久根別5丁目	①																																	
町 名	避難経路																																	
久根別1丁目	①																																	
久根別2丁目	②																																	
久根別3丁目	②																																	
久根別4丁目	①・②																																	
久根別5丁目	①																																	
東浜1丁目	③																																	
東浜2丁目	③																																	

現 行	修 正 (令和8年6月)	備 考																																																																																																																										
<p>(新設)</p> <p>(ウ) 中央～谷好地区</p> <p>人口及び車両数の比較的多い中央地区はいさりび鉄道横断時にアンダーパスや陸橋を使用できるとともに、<u>他の地域</u>は比較的人口及び車両数が少なく、かつ踏切が多くあることから渋滞の危険性は比較的小さい。ただし、<u>多くの住民が大野地区を目標にすると沖川小学校付近で渋滞する危険性があるため、中央地区以外については、当面の間は指定緊急避難場所等で待機することが望ましい。</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <table border="1" data-bbox="207 1192 460 1780"> <thead> <tr><th>町 名</th><th>避難経路</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>飯生1丁目</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>飯生2丁目</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>飯生3丁目</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>常盤1丁目</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>常盤2丁目</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>常盤3丁目</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>公園通1丁目</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>大工川1丁目</td><td>④</td></tr> <tr><td>大工川2丁目</td><td>④</td></tr> <tr><td>大工川</td><td>④</td></tr> <tr><td>押上1丁目</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>押上2丁目</td><td>④</td></tr> <tr><td>添山</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>昭和1丁目</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>昭和2丁目</td><td>⑥</td></tr> </tbody> </table>  <table border="1" data-bbox="1098 1192 1350 1459"> <thead> <tr><th>町 名</th><th>避難経路</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>中央1丁目</td><td>①</td></tr> <tr><td>中央2丁目</td><td>②</td></tr> <tr><td>中央3丁目</td><td>③</td></tr> <tr><td>中野通1丁目</td><td>①</td></tr> <tr><td>中野通2丁目</td><td>②</td></tr> <tr><td>中野通3丁目</td><td>③</td></tr> <tr><td>中野通</td><td>②</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1098 1575 1350 1780"> <thead> <tr><th>町 名</th><th>避難経路</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>谷好2丁目</td><td>⑨⑩</td></tr> <tr><td>谷好3丁目</td><td>⑨⑩</td></tr> <tr><td>谷好4丁目</td><td>⑨⑩</td></tr> <tr><td>富川1丁目</td><td>⑪⑫</td></tr> <tr><td>富川2丁目</td><td>⑪⑫</td></tr> </tbody> </table> </div>	町 名	避難経路	飯生1丁目	⑤	飯生2丁目	⑤	飯生3丁目	⑥	常盤1丁目	⑤	常盤2丁目	⑥	常盤3丁目	⑥	公園通1丁目	⑥	大工川1丁目	④	大工川2丁目	④	大工川	④	押上1丁目	⑤	押上2丁目	④	添山	⑥	昭和1丁目	⑥	昭和2丁目	⑥	町 名	避難経路	中央1丁目	①	中央2丁目	②	中央3丁目	③	中野通1丁目	①	中野通2丁目	②	中野通3丁目	③	中野通	②	町 名	避難経路	谷好2丁目	⑨⑩	谷好3丁目	⑨⑩	谷好4丁目	⑨⑩	富川1丁目	⑪⑫	富川2丁目	⑪⑫	<p>② 東浜1・2丁目 (自動車避難抑制率: 27.3%、要配慮者同乗必要数: 3.9人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車避難抑制率が30%以下であり、極めて渋滞が発生しやすい地域 特に国道228から右折して道道96(上磯峠下線)や総合体育館前の市道に進入する際に、右折車による渋滞が確認されている場合は、谷好地区方向へ避難経路を変更するなど柔軟な対応が必要である。 要配慮者同乗必要数が2～4名であり、同乗が必要な要配慮者が多い地域 この地域は徒歩による避難は、高規格道路高台までの距離は2km程度あり、遠いとともに、近くに津波避難ビルもないことから、自動車による避難が多くなることが予測されるため、地区防災計画(津波編)等により同乗者を増やし、努めて使用する自動車数を抑制することが必要である。 <p>③ 町内会別の推奨する避難経路</p> <ul style="list-style-type: none"> 久根別はまなす町内会: ① ・久根別みどり町会: ① ・久根別グリーン町内会: ① パストラル町内会: ②、久根別振興会: ② ・ひまわり町会: ② ・久根別自治会: ② 東部東浜町内会: ③、東浜町内会: ③、東浜くるまつ町内会: ③ <p>(エ) 中央～谷好地区</p> <p>人口及び自動車数の比較的多い中央地区はいさりび鉄道横断時にアンダーパスや陸橋を使用できるとともに、<u>飯生～富川</u>は比較的人口及び自動車数が少なく、かつ踏切が多くあることから渋滞の危険性は比較的小さい。ただし、<u>カムチャツカ半島地震時には道道76(上磯峠下線)や上磯小学校前の道路が渋滞しており注意が必要となる。</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;">  <table border="1" data-bbox="2315 1144 2522 1375"> <thead> <tr><th>町 名</th><th>避難経路</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>中央1丁目</td><td>①</td></tr> <tr><td>中央2丁目</td><td>①</td></tr> <tr><td>中央3丁目</td><td>②</td></tr> <tr><td>中野通1丁目</td><td>①</td></tr> <tr><td>中野通2丁目</td><td>①</td></tr> <tr><td>中野通3丁目</td><td>②</td></tr> <tr><td>中野通</td><td>①</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="2315 1375 2522 1848"> <thead> <tr><th>町 名</th><th>避難経路</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>飯生1丁目</td><td>④</td></tr> <tr><td>飯生2丁目</td><td>④</td></tr> <tr><td>飯生3丁目</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>常盤1丁目</td><td>④</td></tr> <tr><td>常盤2丁目</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>常盤3丁目</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>公園通1丁目</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>大工川1丁目</td><td>③</td></tr> <tr><td>大工川2丁目</td><td>③</td></tr> <tr><td>大工川</td><td>③</td></tr> <tr><td>押上1丁目</td><td>④</td></tr> <tr><td>押上2丁目</td><td>③・④</td></tr> <tr><td>添山</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>昭和1丁目</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>昭和2丁目</td><td>⑥</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="2003 1606 2226 1806"> <thead> <tr><th>町 名</th><th>避難経路</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>谷好1丁目</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>谷好2丁目</td><td>⑦・⑧</td></tr> <tr><td>谷好3丁目</td><td>⑧・⑨</td></tr> <tr><td>谷好4丁目</td><td>⑦・⑧・⑨</td></tr> <tr><td>富川1丁目</td><td>⑩・⑪</td></tr> <tr><td>富川2丁目</td><td>⑩</td></tr> </tbody> </table> </div>	町 名	避難経路	中央1丁目	①	中央2丁目	①	中央3丁目	②	中野通1丁目	①	中野通2丁目	①	中野通3丁目	②	中野通	①	町 名	避難経路	飯生1丁目	④	飯生2丁目	④	飯生3丁目	⑤	常盤1丁目	④	常盤2丁目	⑤	常盤3丁目	⑤	公園通1丁目	⑤	大工川1丁目	③	大工川2丁目	③	大工川	③	押上1丁目	④	押上2丁目	③・④	添山	⑤	昭和1丁目	⑥	昭和2丁目	⑥	町 名	避難経路	谷好1丁目	⑤	谷好2丁目	⑦・⑧	谷好3丁目	⑧・⑨	谷好4丁目	⑦・⑧・⑨	富川1丁目	⑩・⑪	富川2丁目	⑩	<p>カムチャツカ半島地震の渋滞状況を踏まえ修正・追記</p>
町 名	避難経路																																																																																																																											
飯生1丁目	⑤																																																																																																																											
飯生2丁目	⑤																																																																																																																											
飯生3丁目	⑥																																																																																																																											
常盤1丁目	⑤																																																																																																																											
常盤2丁目	⑥																																																																																																																											
常盤3丁目	⑥																																																																																																																											
公園通1丁目	⑥																																																																																																																											
大工川1丁目	④																																																																																																																											
大工川2丁目	④																																																																																																																											
大工川	④																																																																																																																											
押上1丁目	⑤																																																																																																																											
押上2丁目	④																																																																																																																											
添山	⑥																																																																																																																											
昭和1丁目	⑥																																																																																																																											
昭和2丁目	⑥																																																																																																																											
町 名	避難経路																																																																																																																											
中央1丁目	①																																																																																																																											
中央2丁目	②																																																																																																																											
中央3丁目	③																																																																																																																											
中野通1丁目	①																																																																																																																											
中野通2丁目	②																																																																																																																											
中野通3丁目	③																																																																																																																											
中野通	②																																																																																																																											
町 名	避難経路																																																																																																																											
谷好2丁目	⑨⑩																																																																																																																											
谷好3丁目	⑨⑩																																																																																																																											
谷好4丁目	⑨⑩																																																																																																																											
富川1丁目	⑪⑫																																																																																																																											
富川2丁目	⑪⑫																																																																																																																											
町 名	避難経路																																																																																																																											
中央1丁目	①																																																																																																																											
中央2丁目	①																																																																																																																											
中央3丁目	②																																																																																																																											
中野通1丁目	①																																																																																																																											
中野通2丁目	①																																																																																																																											
中野通3丁目	②																																																																																																																											
中野通	①																																																																																																																											
町 名	避難経路																																																																																																																											
飯生1丁目	④																																																																																																																											
飯生2丁目	④																																																																																																																											
飯生3丁目	⑤																																																																																																																											
常盤1丁目	④																																																																																																																											
常盤2丁目	⑤																																																																																																																											
常盤3丁目	⑤																																																																																																																											
公園通1丁目	⑤																																																																																																																											
大工川1丁目	③																																																																																																																											
大工川2丁目	③																																																																																																																											
大工川	③																																																																																																																											
押上1丁目	④																																																																																																																											
押上2丁目	③・④																																																																																																																											
添山	⑤																																																																																																																											
昭和1丁目	⑥																																																																																																																											
昭和2丁目	⑥																																																																																																																											
町 名	避難経路																																																																																																																											
谷好1丁目	⑤																																																																																																																											
谷好2丁目	⑦・⑧																																																																																																																											
谷好3丁目	⑧・⑨																																																																																																																											
谷好4丁目	⑦・⑧・⑨																																																																																																																											
富川1丁目	⑩・⑪																																																																																																																											
富川2丁目	⑩																																																																																																																											

現 行	修 正 (令和8年6月)	備 考
(新設)	<p>① <u>中央・中野通 (自動車避難抑制率：34.4%、要配慮者同乗必要数：3.1人)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自動車避難抑制率が30～50%であり、渋滞が発生しやすい地域</u> <u>特に道道76(上磯峠下線)及び道道76(上磯峠下線)に右折で進入する上磯小学校前は渋滞が発生しやすいため、中央1・2丁目、中野通1・2丁目の住民は①の市道を使用して避難することにより渋滞を回避することが必要である。</u> ・ <u>要配慮者同乗必要数が2～4名であり、同乗が必要な要配慮者が多い地域</u> ・ <u>中央1・2丁目、中野通3丁目(南側)の要配慮者等については、津波避難ビル(北斗市役所、上磯高校)を活用するとともに、健常者、特にいさりび鉄道以北については、自動車を使用することなく高規格道路高台(中野通)や北斗中央IC等に徒歩避難することによって渋滞を回避できる可能性が高まる。</u> <p>② <u>飯生・常盤・昭和等 (自動車避難抑制率：69.1%、要配慮者同乗必要数：2.3人)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自動車避難抑制率が50～100%であり、渋滞の発生が危惧される地域</u> <u>特に総合体育館前の道路は、東浜地区の自動車避難が進入するとともに、高規格道路以北は道路幅が狭くなっており、道道76(上磯峠下線)に通じる経路に集約していることから、渋滞が発生する可能性がある。このため、上磯ダム公園等の高い地域にとりあえず移動して安全を確保することによって渋滞を回避できる可能性が高まる。</u> ・ <u>要配慮者同乗必要数が2～4名であり、同乗が必要な要配慮者が多い地域</u> ・ <u>渋滞の発生が危惧される地域であるものの、地域内に収容力の大きな津波避難ビルはなく、津波浸水想定区域の外までの距離も比較的長いことから自動車避難をする住民が多数いると想定されることから、同乗による自動車数の抑制、要避難者の避難援助を確実に行うことが必要である。</u> <p>③ <u>谷好・富川 (自動車避難抑制率：136.9%、要配慮者同乗必要数：1.7人)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自動車避難抑制率が100%以上であり、渋滞発生のおそれが少ない地域</u> ・ <u>要配慮者同乗必要数が2名以下であり、同乗が必要な要配慮者が一般的な地域</u> ・ <u>高規格道路高台(富川・水無)が活用できるとともに、富川地区は津波浸水想定区域の外までの距離が比較的短いことから、健常者が徒歩避難することにより、より確実に渋滞の発生を回避することができる。ただし、居住地のほとんどがいさりび鉄道の南側に位置していることから、貨物列車等により踏切が通行できない場合に備えて迂回経路等を設定しておくことが必要になる。(クリーンおしま方向に自動車が集めた場合は渋滞の可能性あり)</u> 	カムチャツカ半島地震の渋滞状況を踏まえ修正・追記

現 行	修 正 (令和8年6月)	備 考																																																		
<p>(新設)</p> <p>(エ) 茂辺地・石別地区</p> <p>人口及び車両数が少なく避難する経路も確保させていることから渋滞の危険性は少ない。要配慮者の割合が高く、避難路が急峻な坂道になっていること等を踏まえると、車両避難を有効に活用することを求められる地域である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   <table border="1" data-bbox="1083 861 1350 1060"> <thead> <tr><th>町名</th><th>避難経路</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>茂辺地1丁目</td><td>③</td></tr> <tr><td>茂辺地2丁目</td><td>③</td></tr> <tr><td>茂辺地3丁目</td><td>①②</td></tr> <tr><td>茂辺地4丁目</td><td>①②</td></tr> <tr><td>茂辺地5丁目</td><td>①②</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1083 1071 1350 1312"> <thead> <tr><th>町名</th><th>避難経路</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>当別1丁目</td><td>①②</td></tr> <tr><td>当別2丁目</td><td>①②</td></tr> <tr><td>当別3丁目</td><td>③④</td></tr> <tr><td>当別4丁目</td><td>③④</td></tr> <tr><td>三ツ石1丁目</td><td>④</td></tr> <tr><td>三ツ石2丁目</td><td>④</td></tr> </tbody> </table> </div>	町名	避難経路	茂辺地1丁目	③	茂辺地2丁目	③	茂辺地3丁目	①②	茂辺地4丁目	①②	茂辺地5丁目	①②	町名	避難経路	当別1丁目	①②	当別2丁目	①②	当別3丁目	③④	当別4丁目	③④	三ツ石1丁目	④	三ツ石2丁目	④	<p>④ 町内会別の推奨する避難経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央陸会：① ・中央親和会：①、② ・中野通町内会：①・② ・東部中野通町内会：① ・中野通中部自治会：① ・飯生1丁目自治会：④ ・飯生2丁目自治会：④ ・飯生三陸会：⑤ ・常盤町会：④・⑤ ・常盤みどり苑町会：④ ・常盤シーサイド町内会：④ ・大工川親交会：③ ・大工川自治会：③ ・押上自治会：④・⑤ ・添山自治会：⑤ ・昭和町会：⑥ ・昭和町自治会：⑥ ・谷好町自治会：⑦～⑨ ・谷好2丁目田園町会：⑦・⑧ ・富川町自治会：⑩ ・富川団地自治会：⑩、⑪ <p>(オ) 茂辺地・石別地区</p> <p>人口及び自動車数が少なく避難する経路も確保させていることから渋滞の危険性は少ない。要配慮者の割合が高く、避難路が急峻な坂道になっていること等を踏まえると、自動車避難を有効に活用することを求められる地域である。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   <table border="1" data-bbox="2329 882 2597 1102"> <thead> <tr><th>町名</th><th>避難経路</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>茂辺地1丁目</td><td>③</td></tr> <tr><td>茂辺地2丁目</td><td>③</td></tr> <tr><td>茂辺地3丁目</td><td>①・③</td></tr> <tr><td>茂辺地4丁目</td><td>②・③</td></tr> <tr><td>茂辺地5丁目</td><td>①・②</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="2329 1123 2597 1333"> <thead> <tr><th>町名</th><th>避難経路</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>当別1丁目</td><td>④・⑤</td></tr> <tr><td>当別3丁目</td><td>⑥・⑦</td></tr> <tr><td>当別4丁目</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>三ツ石1丁目</td><td>⑦</td></tr> <tr><td>三ツ石2丁目</td><td>⑦</td></tr> </tbody> </table> </div>	町名	避難経路	茂辺地1丁目	③	茂辺地2丁目	③	茂辺地3丁目	①・③	茂辺地4丁目	②・③	茂辺地5丁目	①・②	町名	避難経路	当別1丁目	④・⑤	当別3丁目	⑥・⑦	当別4丁目	⑥	三ツ石1丁目	⑦	三ツ石2丁目	⑦	<p>カムチャツカ半島地震の渋滞状況を踏まえ修正・追記</p>
町名	避難経路																																																			
茂辺地1丁目	③																																																			
茂辺地2丁目	③																																																			
茂辺地3丁目	①②																																																			
茂辺地4丁目	①②																																																			
茂辺地5丁目	①②																																																			
町名	避難経路																																																			
当別1丁目	①②																																																			
当別2丁目	①②																																																			
当別3丁目	③④																																																			
当別4丁目	③④																																																			
三ツ石1丁目	④																																																			
三ツ石2丁目	④																																																			
町名	避難経路																																																			
茂辺地1丁目	③																																																			
茂辺地2丁目	③																																																			
茂辺地3丁目	①・③																																																			
茂辺地4丁目	②・③																																																			
茂辺地5丁目	①・②																																																			
町名	避難経路																																																			
当別1丁目	④・⑤																																																			
当別3丁目	⑥・⑦																																																			
当別4丁目	⑥																																																			
三ツ石1丁目	⑦																																																			
三ツ石2丁目	⑦																																																			

現 行	修 正（令和8年6月）	備 考
(新設)	<p>① 茂辺地（自動車避難抑制率：126.8%、要配慮者同乗必要数：1.7人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自動車避難抑制率が100%以上であり、渋滞発生のおそれが少ない地域</u> ・ <u>要配慮者同乗必要数が2名以下であり、同乗が必要な要配慮者が一般的な地域</u> ・ <u>いさりび鉄道の南側に居住地があるものの、貨物列車で踏切が使用できない状況になっても、高規格道路に通じる道路は陸橋となっており影響は少ない。また、茂辺地7丁目方向に避難する際は茂辺地市ノ渡まで避難することにより、より渋滞を回避することが可能となる。（当面、茂辺地市ノ渡まで避難し、現在の想定範囲内なら②～③を通り茂辺地 IC に移動することも可能であり、自動車避難を積極的に活用すべき地域である。）</u> ・ <u>他の地域に比較すると高齢者率が高くなっており、要配慮者をだれがどのように同乗させるかを個別避難計画、地区防災計画（津波編）等で検討しておくことが必要である。</u> <p>② 石別（自動車避難抑制率：363.6%、要配慮者同乗必要数：1.3人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>自動車避難抑制率が100%以上であり、渋滞発生のおそれが少ない地域</u> ・ <u>要配慮者同乗必要数が2名以下であり、同乗が必要な要配慮者が一般的な地域</u> ・ <u>自動車避難を積極的に活用すべき地域であるが、津波が発生し、国道228が通行できない状況になった場合、孤立する可能性が高い地域であるため、自動車で避難する際は、備蓄品を準備するとともに、施設や分散備蓄が充実している石別中学校を目標とすることが望ましい。ただし、いさりび鉄道の踏切が貨物列車等で通行できない場合は石別小学校やおしまコロニー方向に避難することが必要になる。</u> ・ <u>他の地域に比較すると高齢者率が高くなっており、要配慮者をだれがどのように同乗させるかを個別避難計画、地区防災計画（津波編）等で検討しておくことが必要である。</u> <p>③ 町内会別の推奨する避難経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>茂辺地町内会：①、②、③</u> ・ <u>石別町内会：④、⑤、⑥、⑦</u> 	カムチャツカ半島地震の渋滞状況を踏まえ修正・追記

現 行	修 正（令和8年6月）	備 考
<p>8 避難先（避難目標地点、指定緊急避難場所、津波避難ビル等）からの2次避難 （略）</p> <p>(2) 津波避難ビルからの移送 避難した津波避難ビルの周辺が浸水していない場合は徒歩により移動するものとする。ただし、浸水していない、若しくは浸水が引いた場合であっても津波警報等が解除されるまでは、陸上移動は避ける。（津波で浸水した地域は瓦礫等により車両が使用できない公算大） 避難した津波避難ビルの周辺が浸水し移動ができない場合は、ヘリコプターなどによる空からの救助または津波警報等が解除している場合にはゴムボート等による救助を要請するが、状況により津波警報等が解除され、津波避難ビルからの移動が可能となるまで移動できないことがある。 ※ 津波、土砂崩れ等により <u>茂辺地・石別</u> で孤立した地域が発生した時も同様</p> <p>(3) 指定避難所への配分の考え方 <u>津波避難場所、避難目標地点には、同地域の住民が集まって避難していることから、同じ地域内の避難者が同じ避難所で避難生活できるよう、二次避難先（指定避難所）は北斗市町会連合会の地区連絡協議会を基本とし、避難対象地域を8ブロックに分け、ブロックごとに避難所を定める。</u> （略）</p>	<p>8 避難先（避難目標地点、指定緊急避難場所、津波避難ビル等）からの2次避難 （略）</p> <p>(2) 津波避難ビルからの移送 避難した津波避難ビルの周辺が浸水していない場合は徒歩により移動するものとする。ただし、浸水していない、若しくは浸水が引いた場合であっても津波警報等が解除されるまでは、陸上移動は避ける。（津波で浸水した地域は瓦礫等により車両が使用できない公算大） 避難した津波避難ビルの周辺が浸水し移動ができない場合は、ヘリコプターなどによる空からの救助または津波警報等が解除している場合にはゴムボート等による救助を要請するが、状況により津波警報等が解除され、津波避難ビルからの移動が可能となるまで移動できないことがある。<u>（浸水した地域については、自動車による救助は道路啓開後となる公算が高い。）</u> ※ 津波、土砂崩れ等により <u>石別地区</u> で孤立した地域が発生した時も同様</p> <p>(3) 指定避難所への配分の考え方 <u>避難所生活におけるストレスをやわらげるためには、平常時からの知り合いが多い</u>同じ地域内の避難者が同じ避難所で避難生活できる <u>よう配慮することが必要であり</u>、二次避難先（指定避難所）は北斗市町会連合会の地区連絡協議会を基本とし、避難対象地域を8ブロックに分け、ブロックごとに避難所を定める。 （略）</p>	<p>茂辺地地区については、孤立する可能性が少ないことから削除 表現の適正化</p>

現 行					修 正 (令和8年6月)					備考
【指定避難所 (津波) の一覧表】					【指定避難所 (津波) の一覧表】					
区域	番号	施設名	住 所	収容可能人員 (1人/2㎡)	区域	番号	施設名	住 所	収容可能人員 (1人/2㎡)	
安全区域 (浸水想定区域外) の指定避難所	1	清川農村センター	清川604-3	180	安全区域 (浸水想定区域外) の指定避難所	1	清川農村センター	清川604-3	180	
	2	沖川小学校 (校舎)	清川595	390		2	沖川小学校 (校舎)	清川595	390	
	3	沖川小学校 (体育館)	清川595	160		3	沖川小学校 (体育館)	清川595	160	
	4	石別小学校 (校舎)	当別2-5-1	480		4	石別小学校 (校舎)	当別2-5-1	480	
	5	石別小学校 (体育館)	当別2-5-1	220		5	石別小学校 (体育館)	当別2-5-1	220	
	6	石別中学校 (校舎)	三ツ石270	1,430		6	石別中学校 (校舎)	三ツ石270	1,430	
	7	石別中学校 (体育館)	三ツ石270	450		7	石別中学校 (体育館)	三ツ石270	450	
	8	市渡小学校 (校舎)	市渡242	540		8	市渡小学校 (校舎)	市渡242	540	
	9	市渡小学校 (体育館)	市渡242	230		9	市渡小学校 (体育館)	市渡242	230	
	10	大野小学校 (校舎)	本町2-12-6	1,750		10	大野小学校 (校舎)	本町2-12-6	1,750	
	11	大野小学校 (体育館)	本町2-12-6	500		11	大野小学校 (体育館)	本町2-12-6	500	
	12	大野中学校 (校舎)	本町554-1	1,390		12	大野中学校 (校舎)	本町554-1	1,390	
	13	大野中学校 (体育館)	本町554-1	450		13	大野中学校 (体育館)	本町554-1	450	
	14	北斗市公民館	本郷2-32-5	1,380		14	北斗市公民館	本郷2-32-5	1,380	
	15	スポーツセンター	本郷2-5-1	990		15	スポーツセンター	本郷2-5-1	990	
	16	健康センター (せせらぎ温泉)	本町4-3-20	350		16	健康センター (せせらぎ温泉)	本町4-3-20	350	
	17	せせらぎ保健センター	本町4-3-20	360		17	せせらぎ保健センター	本町4-3-20	360	
	18	さわやか会館	本町5-3-15	160		18	さわやか会館	本町5-3-15	160	
	19	大野農業高校 (校舎)	向野2-26-1	3,750		19	大野農業高校 (校舎)	向野2-26-1	3,750	
	20	大野農業高校 (体育館)	向野2-26-1	450		20	大野農業高校 (体育館)	向野2-26-1	450	
	21	萩野小学校 (校舎)	開発393-9	530		21	萩野小学校 (校舎)	開発393-9	530	
	22	萩野小学校 (体育館)	開発393-9	280		22	萩野小学校 (体育館)	開発393-9	280	
	23	農業振興センター	東前74-2	900		23	農業振興センター	東前74-2	900	
七飯町との覚書に基づく避難所	1	大中山小学校 (体育館)	大中山2丁目1-5	280	七飯町との覚書に基づく避難所	1	大中山小学校 (体育館)	大中山2丁目1-5	280	
	2	大中山コモン	大中山3丁目275-2	320		2	大中山コモン	大中山3丁目275-2	320	
	3	大中山中学校 (体育館)	大中山3丁目291-1	270		3	大中山中学校 (体育館)	大中山3丁目291-1	270	
	4	鶴野地域センター	字鶴野229-2	170		4	鶴野地域センター	字鶴野229-2	170	
	5	文化センター	本町6丁目1-2	240		5	文化センター	本町6丁目1-2	240	
	6	七重小学校 (体育館)	本町6丁目2-11	280		6	七重小学校 (体育館)	本町6丁目2-11	280	
	7	藤城小学校 (体育館)	字藤城268	200		7	藤城小学校 (体育館)	字藤城268	200	
	8	峠下小学校 (体育館)	字峠下420-1	160		8	峠下小学校 (体育館)	字峠下420-1	160	
	9	七飯中学校 (体育館)	本町6丁目9-1	270		9	七飯中学校 (体育館)	本町6丁目9-1	270	
車中泊避難所	1	新函館北斗駅 (駐車場)	市渡1丁目1-1	約2,000台	車中泊避難所	1	新函館北斗駅 (駐車場)	市渡1丁目1-1	約2,000台	
	2	八郎沼公園 (駐車場)	向野	約140台		2	八郎沼公園 (駐車場)	向野	約140台	
	3	野崎公園 (駐車場)	野崎	約150台		3	野崎公園 (駐車場)	野崎	約150台	
					4	上磯ダム公園 (駐車場)	戸切地	約50台		

※ 七飯町と覚書に基づき大津波警報発表時に避難所を開設するように依頼 (七飯中学校は土砂災害の危険がない場合に開設) 七飯町の収容可能人員は「1人/3㎡」で計算
避難所の不足と車両による避難者の増加を踏まえ車中泊避難所を指定

※ 七飯町と覚書に基づき大津波警報発表時に避難所を開設するように依頼 (七飯中学校は土砂災害の危険がない場合に開設) 七飯町の収容可能人員は「1人/3㎡」で計算
避難所の不足と車両による避難者の増加を踏まえ車中泊避難所を指定

カムチャツカ半島地震時の自動車避難状況を踏まえ追加

現 行				修 正 (令和8年6月)				備考		
【8ブロックに割り振りする避難所等】				【8ブロックに割り振りする避難所等】				人口等の経年 変化分を修正		
ブロック (対象地域)	避難対象人員 (避難所避難) ※避難行動要支援者	指定避難所 (受入れ可能数)	避難行動要支援者受 入れ可能避難所 ※過不足の対応要領	ブロック (対象地域)	避難対象人員 (避難所避難) ※避難行動要支援者	指定避難所 (受入れ可能数)	避難行動要支援者受 入れ可能避難所 ※過不足の対応要領			
①七重浜 七重浜1～7丁目	<u>7.328 (4.954)</u> ※218	萩野小学校 (810) 大野小学校 (2.250)	農業振興センター (900) 北斗市公民館 (一部)	①七重浜 七重浜1～7丁目	<u>7.018 (4.744)</u> ※245	萩野小学校 (810) 大野小学校 (2.250)	農業振興センター (900) 北斗市公民館 (一部)			
②七重浜・追分 七重浜8丁目 追分、追分1～7丁目	<u>7.554 (5.107)</u> ※143	北斗市公民館 (1.380) ｽｰｰﾝﾀｰ (990) さわやか会館 (160)	※過不足の対応要領 七飯町 (2.190) 石別地区 <u>(1.267)</u> 車中泊避難で対応	②七重浜・追分 七重浜8丁目 追分、追分1～7丁目	<u>7.372 (4.983)</u> ※133	北斗市公民館 (1.380) ｽｰｰﾝﾀｰ (990) さわやか会館 (160)	※過不足の対応要領 七飯町 (2.190) 石別地区 <u>(1.389)</u> 車中泊避難で対応			
③久根別・東浜 久根別1～5丁目 東浜1～2丁目 萩野、一本木、千代田	<u>8.413 (5.687)</u> ※252	大野中学校 (1.840) 市渡小学校 (770)		③久根別・東浜 久根別1～5丁目 東浜1～2丁目 萩野、一本木、千代田	<u>7.888 (5.332)</u> ※245	大野中学校 (1.840) 市渡小学校 (770)				
	<u>(15.748)</u>	(9.100) ※過不足 <u>(-6.648)</u>			<u>(15.059)</u>	(9.100) ※過不足 <u>(-5.959)</u>				
④中央 中央1～3丁目 中野通1～3丁目 中野通、中野、清川	<u>3.363 (2.273)</u> ※103	大野農業高校 (4.200)	健康センター (350) せせらぎ保健センタ ー (360) 清川農村センター (180) 計:890	④中央 中央1～3丁目 中野通1～3丁目 中野通、中野、清川	<u>3.587 (2.425)</u> ※91	大野農業高校 (4.200)	健康センター (350) せせらぎ保健センタ ー (360) 清川農村センター (180) 計:890			
⑤飯生・常盤 飯生1～3丁目 常盤1～3丁目 押上、押上1～2丁目 大工川、大工川1～2丁 目 公園通1丁目、添山	<u>3.308 (2.236)</u> ※130		沖川小学校 (550)	※過不足の対応要領 石別地区 <u>(504)</u> 若しくは 車中泊避難で対応	⑤飯生・常盤 飯生1～3丁目 常盤1～3丁目 押上、押上1～2丁目 大工川、大工川1～2丁 目 公園通1丁目、添山		<u>3.233 (2.186)</u> ※119		沖川小学校 (550)	※過不足の対応要領 石別地区 <u>(408)</u> 若しくは 車中泊避難で対応
⑥谷好 昭和1～2丁目 谷好1～4丁目 富川、富川1～2丁目 水無、三好、桜岱、柳沢	<u>2.418 (1.635)</u> ※214						⑥谷好 昭和1～2丁目 谷好1～4丁目 富川、富川1～2丁目 水無、三好、桜岱、柳沢			<u>2.125 (1.437)</u> ※110
	<u>(6.144)</u>	<u>(5.640) ※過不足 (-504)</u>			<u>(6.048)</u>	<u>(5.640) ※過不足 (-408)</u>				
⑦茂辺地 館野、矢不來 茂辺地、茂辺地市ノ渡 茂辺地1～5丁目	<u>812 (549)</u> ※54	石別小学校 (700) 石別中学校 (1.880)	石別中学校 (一部)	⑦茂辺地 館野、矢不來 茂辺地、茂辺地市ノ渡 茂辺地1～5丁目	<u>792 (535)</u> ※40	石別小学校 (700) 石別中学校 (1.880)	石別中学校 (一部)			
⑧当別 当別1～4丁目 三ツ石、 三ツ石1～2丁目	<u>384 (260)</u> ※79	※石別地区が孤立した 場合、茂辺地地区は大 野農業高校等で受入	※過不足の対応要領 ①～⑥の避難者を 受入	⑧石別 当別1～4丁目 三ツ石、 三ツ石1～2丁目	<u>367 (248)</u> ※12	※石別地区が孤立した 場合、茂辺地地区は大 野農業高校等で受入	※過不足の対応要領 ①～⑥の避難者を 受入			
	<u>(809)</u>	<u>(2.580) ※過不足 (+1.771)</u>			<u>(783)</u>	<u>(2.580) ※過不足 (+1.797)</u>				
合計 (避難所避難者等)	<u>(22.701)</u>	<u>(17.320) ※過不足 (-5.381)</u>		合計 (避難所避難者等)	<u>(21.920)</u>	<u>(17.320) ※過不足 (-4.600)</u>				

※ 石別地区は津波により孤立する可能性があるため、①～⑤の避難者を受け入れできない可能性あり。
避難所の不足分を車中泊避難で対応できない場合は、各指定避難所の駐車スペースを車中泊避難所として活用するとともに、七飯町に学校校舎についても避難所として開設することや車中泊避難所となる道の駅等の提供を調整する。

※ 住民が主体となる自主避難所を、添山会館 (60)、茂辺地市ノ渡農村センター (60)、中山会館 (60)、市渡会館 (40)、稲里会館 (90)、向野会館 (150)、千代田会館 (60)、一本木会館 (160)、文月会館 (80) 等に開設することを妨げるものではない。

※ 石別地区は津波により孤立する可能性があるため、①～⑤の避難者を受け入れできない可能性あり。
避難所の不足分を車中泊避難で対応できない場合は、各指定避難所の駐車スペースを車中泊避難所として活用するとともに、七飯町に学校校舎についても避難所として開設することや車中泊避難所となる道の駅等の提供を調整する。

※ 住民が主体となる自主避難所を、添山会館 (60)、茂辺地市ノ渡農村センター (60)、中山会館 (60)、市渡会館 (40)、稲里会館 (90)、向野会館 (150)、千代田会館 (60)、一本木会館 (160)、文月会館 (80) 等に開設することを妨げるものではない。

現 行	修 正（令和8年6月）						備 考																																																																																																																														
<p>第3章 初動体制 (略) 3 津波情報等の収集・伝達 (略) (2) 津波情報等の収集・伝達 (略) ウ 住民への情報伝達方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">津波情報の種類及び対応 伝達方法（手段）</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">大津波警報</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">津波警報</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">津波注意報</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">勤務</th> <th style="text-align: center;">閉庁</th> <th style="text-align: center;">勤務</th> <th style="text-align: center;">閉庁</th> <th style="text-align: center;">勤務</th> <th style="text-align: center;">閉庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J-アラート（防災行政無線自動起動）※1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線（手動付加情報）※2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>防災ラジオ（自動起動・自動割込み）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>L-アラート（テレビ・ラジオ・メール）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>車両広報（市役所・消防）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>電話・FAX・メール（各対策班）</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td><u>アマチュア無線（協定）</u></td> <td colspan="6" style="text-align: center;"><u>協定に基づく要請</u></td> </tr> <tr> <td>津波フラッグ</td> <td colspan="6" style="text-align: center;">海水浴場の開設時期のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 大津波警報と津波警報は無制限にサイレンと音声流れる。 津波注意報は1回のみ流れる。 ※2 付加情報は、避難対象地域、津波到達予想時刻、津波の高さ、満潮時刻等。 (略)</p>	津波情報の種類及び対応 伝達方法（手段）	大津波警報		津波警報		津波注意報		勤務	閉庁	勤務	閉庁	勤務	閉庁	J-アラート（防災行政無線自動起動）※1	○	○	○	○	○	○	防災行政無線（手動付加情報）※2	○	○	○	○	○	○	防災ラジオ（自動起動・自動割込み）	○	○	○	○	○	○	L-アラート（テレビ・ラジオ・メール）	○	○	○	○	○	○	車両広報（市役所・消防）					○	○	電話・FAX・メール（各対策班）			○		○	○	<u>アマチュア無線（協定）</u>	<u>協定に基づく要請</u>						津波フラッグ	海水浴場の開設時期のみ						<p>第3章 初動体制 (略) 3 津波情報等の収集・伝達 (略) (2) 津波情報等の収集・伝達 (略) ウ 住民への情報伝達方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">津波情報の種類及び対応 伝達方法（手段）</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">大津波警報</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">津波警報</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">津波注意報</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">勤務</th> <th style="text-align: center;">閉庁</th> <th style="text-align: center;">勤務</th> <th style="text-align: center;">閉庁</th> <th style="text-align: center;">勤務</th> <th style="text-align: center;">閉庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J-アラート（防災行政無線自動起動）※1</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線（手動付加情報）※2</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>防災ラジオ（自動起動・自動割込み）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>L-アラート（テレビ・ラジオ・メール）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>車両広報（市役所・消防）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>電話・FAX・メール（各対策班）</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>津波フラッグ</td> <td colspan="6" style="text-align: center;">海水浴場の開設時期のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 大津波警報と津波警報は無制限にサイレンと音声流れる。 津波注意報は1回のみ流れる。 ※2 付加情報は、避難対象地域、津波到達予想時刻、津波の高さ、満潮時刻等。 (略)</p>	津波情報の種類及び対応 伝達方法（手段）	大津波警報		津波警報		津波注意報		勤務	閉庁	勤務	閉庁	勤務	閉庁	J-アラート（防災行政無線自動起動）※1	○	○	○	○	○	○	防災行政無線（手動付加情報）※2	○	○	○	○	○	○	防災ラジオ（自動起動・自動割込み）	○	○	○	○	○	○	L-アラート（テレビ・ラジオ・メール）	○	○	○	○	○	○	車両広報（市役所・消防）					○	○	電話・FAX・メール（各対策班）			○		○	○	津波フラッグ	海水浴場の開設時期のみ						<p>団体解散により 削除</p>
津波情報の種類及び対応 伝達方法（手段）		大津波警報		津波警報		津波注意報																																																																																																																															
	勤務	閉庁	勤務	閉庁	勤務	閉庁																																																																																																																															
J-アラート（防災行政無線自動起動）※1	○	○	○	○	○	○																																																																																																																															
防災行政無線（手動付加情報）※2	○	○	○	○	○	○																																																																																																																															
防災ラジオ（自動起動・自動割込み）	○	○	○	○	○	○																																																																																																																															
L-アラート（テレビ・ラジオ・メール）	○	○	○	○	○	○																																																																																																																															
車両広報（市役所・消防）					○	○																																																																																																																															
電話・FAX・メール（各対策班）			○		○	○																																																																																																																															
<u>アマチュア無線（協定）</u>	<u>協定に基づく要請</u>																																																																																																																																				
津波フラッグ	海水浴場の開設時期のみ																																																																																																																																				
津波情報の種類及び対応 伝達方法（手段）	大津波警報		津波警報		津波注意報																																																																																																																																
	勤務	閉庁	勤務	閉庁	勤務	閉庁																																																																																																																															
J-アラート（防災行政無線自動起動）※1	○	○	○	○	○	○																																																																																																																															
防災行政無線（手動付加情報）※2	○	○	○	○	○	○																																																																																																																															
防災ラジオ（自動起動・自動割込み）	○	○	○	○	○	○																																																																																																																															
L-アラート（テレビ・ラジオ・メール）	○	○	○	○	○	○																																																																																																																															
車両広報（市役所・消防）					○	○																																																																																																																															
電話・FAX・メール（各対策班）			○		○	○																																																																																																																															
津波フラッグ	海水浴場の開設時期のみ																																																																																																																																				

現 行	修 正（令和8年6月）	備 考																																								
<p>第4章 避難指示等の発令</p> <p>1 避難指示の発令判断基準 避難指示は、大津波警報、津波警報の発表をもって自動的かつ機械的に避難対象地域へ避難指示を発令する。 津波注意報については、日本海溝・千島海溝周辺が震源地である場合等で海岸付近の家屋にも被害が発生する恐れがある場合に避難指示を発表する。</p> <table border="1" data-bbox="154 638 1341 1213"> <thead> <tr> <th colspan="2">津波情報</th> <th>発令種別</th> <th>避難対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>5～10m</td> <td rowspan="5">避難指示</td> <td>津波災害警戒区域全域</td> </tr> <tr> <td>3～5m</td> <td>3～5mの津波で浸水が想定される区域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">津波警報（1～3m）</td> <td>1～3mの津波で浸水が想定される区域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">津波注意報（20cm～1m）</td> <td>海の中や海岸付近にいる者（海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">遠地地震に関する情報</td> <td>発表される津波情報に準ずるが、必要に応じて「高齢者等避難」の発令を検討。</td> <td>発表される津波情報に準ずる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、「避難指示」のみ発令する。 ただし、遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを踏まえ、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて「高齢者等避難」を発表する場合がある。</p> <p>2 避難対象地域 大津波警報、津波警報の避難対象区域は、第2章4項「避難対象地域の指定」参照</p> <p>3 避難指示の伝達方法 避難指示は、市の災害対策本部から住民等へ確実に伝えなければならないことから、次表のとおり担当部署（対策班）を指定し、伝達先・伝達方法を定める。 ただし、市役所本庁舎も避難対象地域に含まれることから、大津波警報発表時については、この限りではない。</p>	津波情報		発令種別	避難対象地域	大津波警報	5～10m	避難指示	津波災害警戒区域全域	3～5m	3～5mの津波で浸水が想定される区域	津波警報（1～3m）		1～3mの津波で浸水が想定される区域	津波注意報（20cm～1m）		海の中や海岸付近にいる者（海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等）	遠地地震に関する情報		発表される津波情報に準ずるが、必要に応じて「高齢者等避難」の発令を検討。	発表される津波情報に準ずる。	<p>第4章 避難指示等の発令</p> <p>1 避難指示の発令判断基準 避難指示は、大津波警報（<u>最大クラス5m以上及び3～5m</u>）、津波警報の発表をもって自動的かつ機械的に避難対象地域へ避難指示を発令する。 津波注意報については、日本海溝・千島海溝周辺が震源地である場合等で<u>海岸付近に海水浴客や港湾関係者等がおり</u>、被害が発生する恐れがある場合に避難指示を発表する。 <u>※ 津波注意報については、沿岸の港湾施設、海水浴場等の海岸堤防等より海側の区域に限定的に発令するとともに、震源が遠隔地で震源近くの津波到達状況を確認し被害が小さいと判断できる場合や冬期・夜間等で海岸に人がいないと判断できる場合は避難指示を発令しないことがある。</u></p> <table border="1" data-bbox="1409 638 2597 1213"> <thead> <tr> <th colspan="2">津波情報</th> <th>発令種別</th> <th>避難対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>5m以上</td> <td rowspan="5">避難指示</td> <td>津波災害警戒区域全域</td> </tr> <tr> <td>3～5m</td> <td>3～5mの津波で浸水が想定される区域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">津波警報（1～3m）</td> <td>1～3mの津波で浸水が想定される区域</td> </tr> <tr> <td colspan="2">津波注意報（20cm～1m）</td> <td>海の中や海岸付近にいる者（海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">遠地地震に関する情報</td> <td>発表される津波情報に準ずるが、必要に応じて「高齢者等避難」の発令を検討。</td> <td>発表される津波情報に準ずる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、「避難指示」のみ発令する。 ただし、遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを踏まえ、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて「高齢者等避難」を発表する場合がある。</p> <p>2 避難対象地域 大津波警報、津波警報の避難対象区域は、第2章4項「避難対象地域の指定」参照</p> <p>3 避難指示の伝達方法 避難指示は、市の災害対策本部から住民等へ確実に伝えなければならないことから、次表のとおり担当部署（対策班）を指定し、伝達先・伝達方法を定める。 ただし、市役所本庁舎も避難対象地域に含まれることから、大津波警報発表時については、この限りではない。</p>	津波情報		発令種別	避難対象地域	大津波警報	5m以上	避難指示	津波災害警戒区域全域	3～5m	3～5mの津波で浸水が想定される区域	津波警報（1～3m）		1～3mの津波で浸水が想定される区域	津波注意報（20cm～1m）		海の中や海岸付近にいる者（海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等）	遠地地震に関する情報		発表される津波情報に準ずるが、必要に応じて「高齢者等避難」の発令を検討。	発表される津波情報に準ずる。	<p>標高1m以下の地域に家屋がないことが確認できたことから修正</p> <p>表現の適正化 10m超えの発表があるため</p>
津波情報		発令種別	避難対象地域																																							
大津波警報	5～10m	避難指示	津波災害警戒区域全域																																							
	3～5m		3～5mの津波で浸水が想定される区域																																							
津波警報（1～3m）			1～3mの津波で浸水が想定される区域																																							
津波注意報（20cm～1m）			海の中や海岸付近にいる者（海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等）																																							
遠地地震に関する情報			発表される津波情報に準ずるが、必要に応じて「高齢者等避難」の発令を検討。	発表される津波情報に準ずる。																																						
津波情報		発令種別	避難対象地域																																							
大津波警報	5m以上	避難指示	津波災害警戒区域全域																																							
	3～5m		3～5mの津波で浸水が想定される区域																																							
津波警報（1～3m）			1～3mの津波で浸水が想定される区域																																							
津波注意報（20cm～1m）			海の中や海岸付近にいる者（海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等）																																							
遠地地震に関する情報			発表される津波情報に準ずるが、必要に応じて「高齢者等避難」の発令を検討。	発表される津波情報に準ずる。																																						

現 行			修 正（令和8年6月）			備考	
【避難指示の伝達担当部署】			【避難指示の伝達担当部署】			伝達先の具体化	
担当部署	伝達手段		担当部署	伝達手段			
総務対策班	北海道防災情報システムへの入力（Lアラート）	テレビ	総務対策班	北海道防災情報システムへの入力（災害情報共有システム（Lアラート）経由でマスメディアへ情報提供）	TV放送		視聴者
		ラジオ			ラジオ放送		聴取者
		緊急速報メール			緊急速報メール		市内に滞在する携帯電話保持者
総務対策班	防災行政無線（J-アラートで自動起動）※1		総務対策班	防災行政無線（同報系）・防災ラジオ※1			市内全域の住民等
総務対策班	ホームページ		総務対策班	ホームページ等のSNS			PC・スマートフォン等の保持者
総務対策班	広報車（津波注意報のみ）		総務対策班	広報車（津波注意報のみ）			海の中や海岸付近にいる者
消防対策班 （北斗消防署）	消防車（津波注意報のみ）		北斗消防署 本部	消防車（津波注意報のみ）			海の中や海岸付近にいる者
	電話又はFAX、メール			電話又はFAX、メール			消防団員
民生対策班	電話又はFAX		民生対策班	電話又はFAX			避難促進施設（学校以外）等
市民対策班	電話又はFAX		市民対策班	電話又はFAX			町内・自治会、自主防災組織等
経済対策班	電話又はFAX		経済対策班	電話又はFAX			漁港・水産施設、観光施設等
文教対策班	電話又はFAX		文教対策班	電話又はFAX			学校（高等学校を含む。）等
			総務対策班	電話			渡島総合振興局、関係機関等
<p>※1 <u>J-アラート（防災行政無線自動起動）では、サイレンの吹鳴とともに「ただちに高台へ避難して下さい」の音声が無制限に流れる。</u></p> <p>※ 震源が沿岸に近い場合は津波到達時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、津波災害警戒区域内に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、津波警報等の発表や避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要。</p> <p>（略）</p>			<p>※1 <u>全国瞬時警報システム（Jアラート）では、行政防災無線及び防災ラジオ（FMいるか）が自動起動し、サイレンの吹鳴とともに「ただちに高台へ避難して下さい」の音声が無制限に流れる。</u></p> <p>※ 震源が沿岸に近い場合は津波到達時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、津波災害警戒区域内に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、津波警報等の発表や避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要。</p> <p>（略）</p>				防災ラジオを追記

現 行	修 正（令和8年6月）	備考
<p>6 避難情報の発令文</p> <p>避難指示の発令は、災害対策本部長（市長）の判断に委ねることなく、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表をもって、自動的かつ機械的に災害対策基本法第60条第1項の「避難指示」を発令するものとする。</p> <p>(1) 大津波警報（5～10m）の発表と避難指示の発令（J-アラート）及び大津波警報による避難指示の付加情報（防災行政無線手動放送）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ J-ALERTによる自動起動放送（大津波警報の場合） ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ サイレン3秒吹鳴—2秒休止×3回 ◇ 大津波警報が発表されました。 ◇ 海岸や河川付近の方は高台に避難してください。 → 無制限に繰り返し <p>○ 防災無線放送伝達文〈数分間隔で、数回、繰り返し〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ （2回目以降の放送では、冒頭にサイレン吹鳴を入れること） ◆ こちらは防災北斗。緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。 ◆ <u>大津波警報が発表され、函館江差自動車道以南の全域及び追分、追分7丁目、萩野、一本木、千代田、中野、矢不來、茂辺地、石別の各地区に「避難指示」を発令しました。</u> <u>（大津波警報（3～5m）の場合：函館江差自動車道～国道227以南の地域）</u> ◆ <u>直ちに、避難対象地域の外の地域、函館江差自動車道の高台又は津波避難ビルに避難してください。</u> <p>〈※ 津波到達時刻等が判明した場合は、次の伝達文を最後に加えること〉 ※2、3</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>予想される津波の到達時刻は、〇時〇〇分です。</u> ◆ <u>予想される津波の高さは〇〇mです。</u> ◆ <u>直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</u> </div> <p>※1 J-<u>ALERT</u>による大津波警報の放送をもって対象区域への避難指示の発令とする。</p> <p>※2 新たな情報を収集・伝達する際は、J-アラートの放送を停止して、防災行政無線、防災ラジオにて、津波に関する新たな情報（鉄道・踏切及び避難路（渋滞状況）等の情報を含む。）を付加しつつ放送する。 以後、津波到達予想時刻まで繰り返す。</p> <p>※3 防災無線・ラジオ（FMいるかを含む。）等で津波に関する情報を継続的に入手し、危険が切迫した場合には命を守る行動（近くの努めて高い建物の上昇階に避難する等）をとるように伝達する。</p>	<p>6 避難情報の発令文</p> <p><u>大津波警報・津波警報が発表された場合は、災害対策本部長（市長）の判断に委ねることなく、自動的かつ機械的に災害対策基本法第60条第1項の「避難指示」を発令するものとする。</u></p> <p><u>津波注意報が発表された場合は、災害対策本部長（市長）の判断により「避難指示」を発令するものとする。</u></p> <p>(1) 大津波警報（<u>5m以上</u>）の発表と避難指示の発令（J-アラート）及び大津波警報による避難指示の付加情報（防災行政無線手動放送）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ J-<u>アラート</u>による自動起動放送（大津波警報の場合） ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ サイレン3秒吹鳴—2秒休止×3回 ◇ 大津波警報が発表されました。 ◇ 海岸や河川付近の方は高台に避難してください。 → 無制限に繰り返し <p>○ 防災無線放送伝達文〈数分間隔で、数回、繰り返し〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ （2回目以降の放送では、冒頭にサイレン吹鳴を入れること） ◆ こちらは防災北斗です。緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。 ◆ <u>北斗市に大津波警報が発表されたため、対象となる地区に「避難指示」を発令しました。</u> ◆ <u>予想される津波の高さは最大クラス5m以上です。</u> ◆ <u>予想される津波の到達時刻は、函館で〇時〇〇分です。</u> ◆ <u>「避難指示」が発表された地区は、七重浜、追分、東浜、久根別、一本木、萩野、中央、中野通、飯生、常盤、公園通1丁目、大工川、押上、添山、昭和、谷好、富川1・2丁目、水無、三好、矢不來、茂辺地1～5丁目、当別1・3・4丁目、三ツ石1・2丁目です。</u> ◆ <u>ただちに海岸や河川から離れてください。</u> <u>北斗市ホームページで津波ハザードマップや津波避難計画を確認し、避難対象地域の外側となる避難目標ラインの北側や高規格道路高台、津波避難ビルなど、なるべく高い場所に避難してください。</u> </div> <p>※1 J-<u>アラート</u>による大津波警報の放送をもって対象区域への避難指示の発令とする。</p> <p>※2 新たな情報を収集・伝達する際は、J-アラートの放送を停止して、防災行政無線、防災ラジオにて、津波に関する新たな情報（鉄道・踏切及び避難路（渋滞状況）や<u>開設される指定避難所（自主避難所を含む）</u>等の情報を含む。）を付加しつつ放送する。 以後、<u>津波が到達する</u>まで繰り返す。</p> <p>※3 防災無線・ラジオ（FMいるかを含む。）等で津波に関する情報を継続的に入手し、危険が切迫した場合には命を守る行動（近くの努めて高い建物の上昇階に避難する等）をとるように伝達する。</p> <p>※4 <u>予想される津波の到達時刻は、津波警報等が発表された際に、気象庁ホームページで函館港への津波の到達時刻により確認する。気象庁の発表が遅れた場合は気象庁の発表を待つことなく放送するものとする。（北海道太平洋沿岸西部の津波到達時刻は函館港への津波到達時刻とは異なる。）</u></p> <p><u>※2・3・4は、津波警報、津波注意報においても適用</u></p>	<p>カムチャツカ半島地震時の教訓を踏まえ伝言分を修正</p> <p>津波注意報の避難対象地域の変更 伝達時における町丁名の使用</p>

現 行	修 正 (令和8年6月)	備 考
(新設)	<p>(2) <u>大津波警報 (3～5 m) の発表と避難指示の発令 (J-アラート) 及び大津波警報による避難指示の付加情報 (防災行政無線手動放送)</u></p> <p><u>○J-アラートによる自動起動放送 (大津波警報の場合)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>サイレン3秒吹鳴—2秒休止×3回</u> ◇ <u>大津波警報が発表されました。</u> ◇ <u>海岸や河川付近の方は高台に避難してください。</u> → <u>無制限に繰り返し</u> <p><u>○防災無線放送伝達文 (数分間隔で、数回、繰り返し)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>(2回目以降の放送では、冒頭にサイレン吹鳴を入れること)</u> ◆ <u>こちらは防災北斗です。緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。</u> ◆ <u>北斗市に大津波警報が発表されたため、対象となる地区に「避難指示」を発令しました。</u> ◆ <u>予想される津波の高さは3～5mです。</u> ◆ <u>予想される津波の到達時刻は、函館で〇時〇〇分です。</u> ◆ <u>「避難指示」が発表された地区は、七重浜1～4丁目、6～8丁目、追分1丁目、3～5丁目、東浜、久根別、一本木、萩野、中央、中野通、飯生、常盤、公園通1丁目、大工川、押上、添山、昭和、谷好、富川1・2丁目、水無、三好、矢不來、茂辺地1～3丁目、当別1・2・4丁目、三ツ石1・2丁目です。</u> ◆ <u>ただちに海岸や河川から離れてください。</u> <u>北斗市ホームページで津波ハザードマップや津波避難計画を確認し、避難対象地域の外側となる避難目標ラインの北側や高規格道路高台、津波避難ビルなど、なるべく高い場所に避難してください。</u> 	カムチャツカ半島地震時の教訓を踏まえ伝言分を修正

現 行	修 正（令和8年6月）	備 考
<p>(2) 津波警報の発表と避難指示の発令（J-アラート）及び津波警報による避難指示の付加情報（防災行政無線手動放送）</p> <p>○ J-ALERTによる自動起動放送（津波警報の場合のみ） ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ サイレン5秒吹鳴—6秒休止×2回 ◇ 津波警報が発表されました。 ◇ 海岸や河川付近の方は高台に避難してください。 → 無制限に繰り返し <p>○ 防災無線放送伝達文〈数分間隔で、数回、繰り返し〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ （2回目以降の放送では、冒頭にサイレン吹鳴を入れること） ◆ こちらは防災北斗。緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。 ◆ <u>津波警報が発表され、いさりび鉄道南側の全域及び一本木、久根別3～4丁目、中野通、中野通1～3丁目、常盤1～3丁目、大工川1・2丁目、押上1・2丁目、公園通1丁目の各地区に「避難指示」を発令しました。</u> ◆ <u>海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れていさりび鉄道の北側や高台、津波避難ビルにしてください。</u> <p><u>（※ 津波到達時刻等が判明した場合は、次の伝達文を最後に加えること） ※2、3</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>予想される津波の到達時刻は、〇時〇〇分です。</u> ◆ <u>予想される津波の高さは〇〇mです。</u> ◆ <u>直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</u> 	<p>(3) 津波警報の発表と避難指示の発令（J-アラート）及び津波警報による避難指示の付加情報（防災行政無線手動放送）</p> <p>○ J-アラートによる自動起動放送（津波警報の場合のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ サイレン5秒吹鳴—6秒休止×2回 ◇ 津波警報が発表されました。 ◇ 海岸や河川付近の方は高台に避難してください。 → 無制限に繰り返し <p>○ 防災無線放送伝達文〈数分間隔で、数回、繰り返し〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ （2回目以降の放送では、冒頭にサイレン吹鳴を入れること） ◆ こちらは防災北斗です。緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。 ◆ <u>北斗市に津波警報が発表されたため、対象となる地区に「避難指示」を発令しました。</u> ◆ <u>予想される津波の高さは1～3mです。</u> ◆ <u>予想される津波の到達時刻は、函館で〇時〇〇分です。</u> ◆ <u>「避難指示」が発表された地区は、七重浜1・2・7・8丁目、東浜、久根別1～4丁目、一本木、中央、中野通、飯生、常盤、公園通1丁目、大工川1・2丁目、押上1・2丁目、昭和、谷好、富川、矢不來、茂辺地1・2丁目、当別1・3・4丁目、三ツ石1・2丁目です。</u> ◆ <u>ただちに海岸や河川から離れてください。</u> <u>北斗市ホームページで津波ハザードマップや津波避難計画を確認し、避難対象地域の外側となる避難目標ラインの北側や高規格道路高台、津波避難ビルなど、なるべく高い場所に避難してください。</u> 	<p>カムチャツカ半島地震時の教訓を踏まえ伝言分を修正</p>
<p>(3) 津波注意報の発表（J-アラート）及び津波注意報による注意喚起（防災行政無線手動放送）</p> <p>○ J-ALERTによる自動起動放送（津波注意報の場合のみ） ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 津波注意報が発表されました。（3回繰り返し） ◇ 海岸や河川付近の方は注意してください。 <p>○ 防災無線放送伝達文〈数分間隔で、2回繰り返し〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ こちらは防災北斗です。緊急放送、（避難指示発令。）緊急放送、（避難指示発令。） ◆ 津波注意報が発表されました。 ◆ <u>（国道228の南側、海岸周辺に「避難指示」を発令しました。）</u> ◆ 予想される津波の到達時刻は、函館で〇時〇〇分です。 ◆ 予想される津波の高さは20cm～1mです。 ◆ 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて<u>国道228の北側</u>や高い場所に緊急に避難してください。 <p>※ 避難指示を発表しない場合であっても防災無線により伝達</p> <p><u>※2、3 大津波警報に同じ</u></p>	<p>(4) 津波注意報の発表（J-アラート）及び津波注意報による注意喚起（防災行政無線手動放送）</p> <p>○ J-アラートによる自動起動放送（津波注意報の場合のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 津波注意報が発表されました。（3回繰り返し） ◇ 海岸や河川付近の方は注意してください。 <p>○ 防災無線放送伝達文〈数分間隔で、2回繰り返し〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ こちらは防災北斗です。緊急放送、（避難指示発令。）緊急放送、（避難指示発令。） ◆ 津波注意報が発表されました。 ◆ <u>（沿岸の港湾施設、海水浴場等、海岸堤防等より海側の区域に「避難指示」を発令しました。）</u> ◆ 予想される津波の到達時刻は、函館で〇時〇〇分です。 ◆ 予想される津波の高さは20cm～1mです。 ◆ 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。<u>（居住地には、避難指示は発表されていません。）</u> <p>※ 避難指示を発表しない場合であっても防災無線により伝達</p> <p>(削除)</p>	<p>カムチャツカ半島地震時の教訓を踏まえ津波注意報の避難対象地域見直しを反映</p>

現 行	修 正（令和8年6月）	備 考
<p>(3-1) 津波注意報による注意喚起（車両広報）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆ こちらは北斗市役所（消防署）です。 ◆ 津波注意報が発表されています。 ◆ 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて安全な場所に移動してください。 <p>〈海水浴期間中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 海水浴場の皆さんは、直ちに海から上がり、監視員の指示に従ってください。 </div> <p>※ 車両による広報実施の要否は、第1非常配備体制に係る指揮監督者の判断。</p> <p>(4) 避難指示の伝達文（停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○防災無線放送伝達文〈数分間隔で、数回、繰り返し〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ （2回目以降の放送では、冒頭にサイレン吹鳴を入れること） ◆ こちらは防災北斗。緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。 ◆ 強い揺れの地震がありました。 ◆ <u>函館江差自動車道以南の全域及び追分、追分7丁目、萩野、一本木、千代田、中野、矢不來、茂辺地、石別の各地区に「避難指示」を発令しました。</u> ◆ <u>直ちに、避難対象地域の外の地域、函館江差自動車道の高台又は津波避難ビルに避難してください。</u> <p><u>（※ 津波到達時刻等が判明した場合は、次の伝達文を最後に加えること） ※2、3</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ <u>予想される津波の到達時刻は、〇時〇〇分です。</u> ◆ <u>予想される津波の高さは〇〇mです。</u> ◆ <u>直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</u> </div> <p>※2、3 大津波警報に同じ</p>	<p>(4-1) 津波注意報による注意喚起（車両広報）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆ こちらは北斗市役所（消防署）です。 ◆ 津波注意報が発表されています。 ◆ 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて安全な場所に移動してください。 <p>〈海水浴期間中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 海水浴場の皆さんは、直ちに海から上がり、監視員の指示に従ってください。 </div> <p>※ 車両による広報実施の要否は、第1非常配備体制に係る指揮監督者の判断。</p> <p>(5) 避難指示の伝達文（停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○防災無線放送伝達文〈数分間隔で、数回、繰り返し〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ （2回目以降の放送では、冒頭にサイレン吹鳴を入れること） ◆ こちらは防災北斗です。緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。 ◆ 強い揺れの地震がありました。 ◆ <u>津波が発生する可能性があるため、七重浜、追分、東浜、久根別、一本木、萩野、中央、中野通、飯生、常盤、公園通1丁目、大工川、押上、添山、昭和、谷好、富川1・2丁目、水無、三好、矢不來、茂辺地1～5丁目、当別1・3・4丁目、三ツ石1・2丁目の各地区に「避難指示」を発令しました。</u> ◆ <u>ただちに海岸や河川から離れてください。</u> <u>北斗市ホームページで津波ハザードマップや津波避難計画を確認し、避難対象地域の外側となる避難目標ラインの北側や高規格道路高台、津波避難ビルなど、なるべく高い場所に避難してください。</u> <p><u>（※ 停電や通信途絶等が解消され津波警報等を受け取り、避難対象地域等が明らかになった場合は、津波警報等の発表内容に基づき正しい情報を緊急放送により伝達する。）</u></p> </div> <p>(削除)</p>	<p>カムチャツカ半島地震時の教訓を踏まえ伝言分を修正</p>

現 行	修 正（令和8年6月）	備考
<p>第5章 津波対策の教育・啓発</p> <p>(略)</p> <p>2 津波防災教育・啓発の場、手段・方法、内容等</p> <p>(略)</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 平常時における津波災害に対する防災意識の向上を図るため、海拔等を表示する標識や避難路標識を計画的に設置する。</p> <p>イ 津波避難ビルの利用方法について、住民に周知徹底するとともに、その地域にとって適切で効果的な避難方法を住民と一緒に考え「<u>地区津波避難計画</u>」の作成について積極的に支援する。</p> <p>(略)</p> <p>第6章 津波避難訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>3 地域による避難訓練</p> <p>地域にとって津波避難計画に示された避難先や避難経路等が必ずしも最適とは限らない。</p> <p>このため、努めて地域や住民の特性に応じた、町内会（自主防災組織）は<u>地区津波避難計画</u>を、学校、要配慮者施設等の避難促進施設は避難確保計画を作成し、それに基づき訓練・検証するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7章 積雪・寒冷地対策</p> <p>(略)</p> <p>2 積雪・寒冷地対策</p> <p>(1) 積雪・寒冷地を考慮した移送手段の確保</p> <p>ア 高台等の屋外に避難する場合には、その後、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難が速やかに実施されるよう移送体制を確立する。</p> <p>イ 平野部が続く地域で、徒歩による避難が積雪等により時間を要し難しい場合には、災害及び積雪による道路寸断や道路渋滞・交通事故等の可能性が低いことを前提に、自動車を用いた避難を検討し「<u>地区津波避難計画</u>」の中で整理しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8章 その他の対策</p> <p>(略)</p> <p>3 災害時における要配慮者の避難対策</p> <p>災害時における要配慮者については、災害関連情報の取得能力、避難の必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動に必要な身体能力の有無を勘案して、どのように避難するか等の対策を具体化することが必要である。</p> <p>避難行動要支援者の避難対策は、本計画とは別に市が自主防災組織等と協力及び防災部局、福祉専門部局とが連携して「個別避難計画」を作成するとともに、自主防災組織と連携して「<u>地区津波避難計画</u>」を作成して対応する。</p>	<p>第5章 津波対策の教育・啓発</p> <p>(略)</p> <p>2 津波防災教育・啓発の場、手段・方法、内容等</p> <p>(略)</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 平常時における津波災害に対する防災意識の向上を図るため、海拔等を表示する標識や避難路標識を計画的に設置する。</p> <p>イ 津波避難ビルの利用方法について、住民に周知徹底するとともに、その地域にとって適切で効果的な避難方法を住民と一緒に考え「<u>地区防災計画（津波編）</u>」の作成について積極的に支援する。</p> <p>(略)</p> <p>第6章 津波避難訓練の実施</p> <p>(略)</p> <p>3 地域による避難訓練</p> <p>地域にとって津波避難計画に示された避難先や避難経路等が必ずしも最適とは限らない。</p> <p>このため、努めて地域や住民の特性に応じた、町内会（自主防災組織）は<u>地区防災計画（津波編）</u>を、学校、要配慮者施設等の避難促進施設は避難確保計画を作成し、それに基づき訓練・検証するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7章 積雪・寒冷地対策</p> <p>(略)</p> <p>2 積雪・寒冷地対策</p> <p>(1) 積雪・寒冷地を考慮した移送手段の確保</p> <p>ア 高台等の屋外に避難する場合には、その後、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難が速やかに実施されるよう移送体制を確立する。</p> <p>イ 平野部が続く地域で、徒歩による避難が積雪等により時間を要し難しい場合には、災害及び積雪による道路寸断や道路渋滞・交通事故等の可能性が低いことを前提に、自動車を用いた避難を検討し「<u>地区防災計画（津波編）</u>」の中で整理しておくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>8章 その他の対策</p> <p>(略)</p> <p>3 災害時における要配慮者の避難対策</p> <p>災害時における要配慮者については、災害関連情報の取得能力、避難の必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動に必要な身体能力の有無を勘案して、どのように避難するか等の対策を具体化することが必要である。</p> <p>避難行動要支援者の避難対策は、本計画とは別に市が自主防災組織等と協力及び防災部局、福祉専門部局とが連携して「個別避難計画」を作成するとともに、自主防災組織と連携して「<u>地区防災計画（津波編）</u>」を作成して対応する。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

現 行	修 正（令和8年6月）	備考
<p>4 広域一時滞在</p> <p>津波が終息した後、避難者を指定避難所等において一定期間滞在させることが必要となるが、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で想定される最大規模の津波が発生した場合には、市内に開設できる指定避難所だけでは、避難者すべてを収容できないことから、市は七飯町との覚書に基づき避難所の開設を要請するとともに、必要に応じ、道（渡島総合振興局）に対し広域一時滞在に関する調整を依頼する。</p> <p>（略）</p> <p>7 その他</p> <p>自助、共助を基本とした事前防災と公的機関による公助など多様な主体が連携し、最大限効果を発揮するためには、住民一人ひとりが主体的に行動できるよう、地域での「地区津波避難計画」の策定と防災教育・防災訓練等の住民主体の取組による防災意識の高い地域社会を構築し「災害文化」として醸成・定着させていく必要がある。</p> <p>市は住民主体の取組を積極的に支援するものとする。</p> <p>9章 地区津波避難計画</p> <p>1 地区津波避難計画の主体</p> <p>(1) 地区津波避難計画とは、町内会・自治会、自主防災組織が主体となって、単独または合同で作成する津波避難計画をいう。</p> <p>(2) 地区津波避難計画は、市が作成した北斗市津波避難計画（全体計画）の基本的な事項を参考に、地域の実情に詳しい住民自らが作成する。</p> <p>(3) 地区津波避難計画を作成する目的は、津波被害から命を守るために、住民一人ひとりが「津波から避難する」意識を高め、お互いに助け合い、津波が到達する前に安全な場所へ迅速に避難することを目的として作成する。</p> <p>2 地区津波避難計画の構成</p> <p>(1) 設定の単位（地区の設定）</p> <p>町内会・自治会、地区協議会の単位など、地域の実情に応じて設定する。</p> <p>(2) 地区津波避難計画の具体的な構成</p> <p>地区津波避難計画には、定まった様式や決まりごとはないが、一般的な構成例は以下のとおりである。</p> <p>（略）</p>	<p>4 広域一時滞在</p> <p>津波が終息した後、避難者を指定避難所等において一定期間滞在させることが必要となるが、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で想定される最大クラスの津波が発生した場合には、市内に開設できる指定避難所だけでは、避難者すべてを収容できないことから、市は七飯町との覚書に基づき避難所の開設を要請するとともに、必要に応じ、道（渡島総合振興局）に対し広域一時滞在に関する調整を依頼する。</p> <p>（略）</p> <p>7 その他</p> <p>自助、共助を基本とした事前防災と公的機関による公助など多様な主体が連携し、最大限効果を発揮するためには、住民一人ひとりが主体的に行動できるよう、地域での「地区防災計画（津波編）」の策定と防災教育・防災訓練等の住民主体の取組による防災意識の高い地域社会を構築し「災害文化」として醸成・定着させていく必要がある。</p> <p>市は住民主体の取組を積極的に支援するものとする。</p> <p>第9章 地区防災計画（津波編）</p> <p>1 地区防災計画（津波編）の主体</p> <p>(1) 地区防災計画（津波編）とは、町内会・自治会、自主防災組織が主体となって、単独または合同で作成する津波避難計画をいう。</p> <p>(2) 地区防災計画（津波編）は、市が作成した北斗市津波避難計画（全体計画）の基本的な事項を参考に、地域の実情に詳しい住民自らが作成する。</p> <p>(3) 地区防災計画（津波編）を作成する目的は、津波被害から命を守るために、住民一人ひとりが「津波から避難する」意識を高め、お互いに助け合い、津波が到達する前に安全な場所へ迅速に避難することを目的として作成する。</p> <p>2 地区防災計画（津波編）の構成</p> <p>(1) 設定の単位（地区の設定）</p> <p>町内会・自治会、地区協議会の単位など、地域の実情に応じて設定する。</p> <p>(2) 地区防災計画（津波編）の具体的な構成</p> <p>地区防災計画（津波編）には、定まった様式や決まりごとはないが、一般的な構成例は以下のとおりである。</p> <p>（略）</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>

